

令和6年定例会 予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会 説明資料

◎ 所管事項説明

1 令和7年度当初予算要求状況について

令和6年12月

環境生活部

1 令和7年度当初予算要求状況について

目次

| | 頁 |
|---|----------|
| (令和7年度当初予算要求状況 資料1より抜粋) | |
| 令和7年度当初予算の要求状況 | 1 |
| (令和7年度当初予算要求状況 資料2より抜粋) | |
| 「みえ元気プラン」取組概要 | |
| 1-2 地域防災力の向上 | 2 (9) |
| 3-1 犯罪に強いまちづくり | 7 (43) |
| ○3-2 交通安全対策の推進 | 12 (48) |
| ○3-3 消費生活の安全確保 | 16 (52) |
| ○4-1 脱炭素社会の実現 | 19 (60) |
| ○4-2 循環型社会の構築 | 24 (65) |
| ○4-4 生活環境の保全 | 29 (73) |
| 11-4 水の安定供給と土地の適正な利用 | 34 (174) |
| ○12-1 人権が尊重される社会づくり | 37 (177) |
| ○12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進 | 42 (182) |
| ○12-3 多文化共生の推進 | 47 (187) |
| 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進 | 50 (226) |
| 14-6 学びを支える教育環境の整備 | 55 (231) |
| 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり | 62 (238) |
| ○16-1 文化と生涯学習の振興 | 69 (260) |
| 行政運営1 総合計画の推進 | 75 (274) |
| (注) ○印は環境生活部が主担当部局となる施策 ()内は令和7年度当初予算要求状況 資料2の頁番号 | |
| (令和7年度当初予算要求状況 参考資料(2)より抜粋) | |
| 新規事業一覧 | 80 |
| 重点施策枠事業一覧 | 82 |
| 大規模臨時的経費事業一覧 | 84 |
| 事業の見直し | |
| 事業の見直し一覧 | 85 |
| 事業の見直し調書 | 86 |

令和7年度当初予算の要求状況

1. 令和7年度当初予算 部別要求額一覧(一般会計)

【事業費ベース】

(単位：億円、%)

| 部 名 | 令和7年度 要求額 (A) | 令和6年度 当初予算額 (B) | 増減額 (A)-(B)=(C) | 伸び率 (C)／(B) |
|-------|---------------------|-----------------------|--------------------|----------------|
| 環境生活部 | 209 | 208 | 0 | 0.2 |

【一般財源ベース】

(単位：億円、%)

| 部 名 | 令和7年度 要求額 (A) | 令和6年度 当初予算額 (B) | 増減額 (A)-(B)=(C) | 伸び率 (C)／(B) |
|-------|---------------------|-----------------------|--------------------|----------------|
| 環境生活部 | 119 | 111 | 8 | 7.3 |

※各項目の計数については四捨五入しています

※令和7年度当初予算要求状況 資料1から抜粋

2. 令和7年度要求額と令和6年度当初予算額との部別増減要因(一般会計)

(単位：億円、上段：事業費 下段：一般財源)

| 部 名 | 増減のあった主な要求内容 | 令和7年度 要求額 (A) | 令和6年度 当初予算額 (B) | 増減額 (A)-(B) |
|-------------|---|---------------------|-----------------------|----------------|
| 環境生活部 | | 4.8 | 1.6 | 3.2 |
| 要求額 | 私立専門学校授業料等減免補助金 (国が定める支援対象の拡大による増) | 2.4 | 0.8 | 1.6 |
| 事業費 209 億円 | | 2.9 | 0.8 | 2.1 |
| 一般財源 119 億円 | 県有施設脱炭素化推進事業費 (太陽光発電設備導入に係る防水改修工事の増) | 0.4 | 0.3 | 0.1 |
| 対前年度増減 | | 4.4 | 8.9 | ▲ 4.6 |
| 事業費 +0 億円 | | 0.9 | 1.0 | ▲ 0.1 |
| 一般財源 +8 億円 | 総合文化センター施設保全事業費 (大規模修繕に係る経費の減) | 2.7 | 4.6 | ▲ 1.9 |
| | 環境試験研究管理費 (大規模修繕に係る経費の減) | 1.0 | 1.2 | ▲ 0.2 |

※各項目の計数については四捨五入しています

※令和7年度当初予算要求状況 資料1から抜粋

施策 1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・防災意識の向上と日ごろからの災害への備えを促進するため、地震体験車による啓発や大型商業施設における防災啓発イベントの実施に取り組んでいます。また、線状降水帯による被害が各地で発生していることをふまえ、県民の皆さんの風水害に対する理解を促進するシンポジウムを6月に開催したほか、11月には昭和東南海地震から80年の節目を迎えることをふまえ、過去の地震被害の教訓を未来に継承するシンポジウムを開催しました。
- ・防災人材を確保するため、「みえ防災コーディネーター」の育成に取り組むとともに、優先応募者修了者に地域で積極的に活躍していただくため、相談等の支援や好事例の水平展開に取り組んでいます。また、自主防災組織の活性化を図るため、研修内容の充実や交流会の機会を年1回から3回に増やして開催しました。
- ・若年層の防災意識の向上を図るため、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催し、52名の若者が講座を修了しました。また、養成したサポーターによる地域での活動を促進するため、県内各地の防災活動への参画等を支援しています。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・南海トラフ地震の発生に備えるため、令和6年能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきや、新たに設置した防災分野の有識者など13名で構成する「三重県南海トラフ地震対策検討会議」での意見をふまえ、南海トラフ地震被害想定の見直しを進めるとともに、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を進めています。
- ・県民の皆さんが外出先においても津波等の地震被害や風水害から避難できるための情報を迅速に収集できるよう、三重県独自の防災アプリ「みえ防災ナビ」を公開しました。
- ・県民の皆さんが「避難所の確保・整備」を重視しているとの1万人アンケートの結果もふまえ、市町に対して避難所の資機材整備等に係る財政支援を行っています。また、避難所における非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を行う市町に対して財政支援を行っています。
- ・住宅の倒壊から県民の皆さんの命を守るため、市町による耐震シェルター設置助成制度に対して支援を開始しました。
- ・津波から県民の皆さんの命を守るため、津波避難タワー等、市町による津波避難施設等の整備に対して財政支援を行っています。また、津波や風水害からの避難の実効性を高めるため、市町等の要請に応じて県防災技術指導員を派遣し、地区防災計画の作成や避難訓練等の支援を行っています。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画するとともに、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組んでいます。

・能登半島地震及び9月の奥能登豪雨により、被災地ではボランティア団体やNPO等による長期的な支援が必要となることから、MVSCにおいて、被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信を行うとともに、県内の個人ボランティアやNPO等の活動に対する助成等に取り組んでいます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・令和6年8月下旬から9月下旬にかけて、子どもたちの防災学習を効果的に推進するため、県立学校 24 校を対象に意見交換を実施しました。
- ・令和6年7月下旬から8月下旬にかけて、県内4か所で教職員のための学校防災リーダー研修を実施し、592名が参加しました。また、県内の学校に対し、学校防災アドバイザーの派遣等防災教育推進支援事業を8月末までに64学校、109プログラムを実施しました。
- ・能登半島地震の被災地に県内の高校生を派遣するための事前学習会を熊野市で令和6年7月30日から31日にかけて実施しました。11月2日から4日にかけて34名の高校生を石川県輪島市に派遣しました。
- ・令和6年5月9日に能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員3名による報告会を開催し、80名が参加しました。また、令和6年7月下旬から8月下旬にかけて、県内4か所で開催した学校防災リーダー研修会の参加者 592 名に対し、派遣隊員8名による報告会を開催しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度 の評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数 | | | | | | ② | |
| — | 6市町 | 12市町 | 18市町 | — | 24市町 | 29市町 | — |
| — | 6市町 | 12市町 | — | — | — | — | — |
| 県が防災情報を提供するホームページのアクセス数 | | | | | | ①② | |
| — | 3,247千件 | 3,279千件 | 3,311千件 | — | 3,343千件 | 3,375千件 | — |
| 3,215千件 | 2,845千件 | 4,563千件 | — | — | — | — | — |
| 津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数 | | | | | | ② | |
| — | 4市町 | 8市町 | 12市町 | — | 16市町 | 19市町 | — |
| — | 6市町 | 10市町 | — | — | — | — | — |
| 家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 | | | | | | ④ | |
| — | 85.0% | 100% | 100% | — | 100% | 100% | — |
| 75.0% | 83.6% | 88.9% | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 災害に強い地域づくり

- ・能登半島地震や奥能登豪雨の発生、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の初めての発表があった中、県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進するため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる普及啓発活動の充実に取り組みます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、自主防災組織のリーダーなど防災人材の育成に取り組むとともに、能登半島地震や奥能登豪雨の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、県や市町において災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成するため実践的な研修を新たに実施します。
- ・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援します。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、新たな南海トラフ地震被害想定を作成するとともに、津波災害警戒区域を指定する取組を推進します。
- ・地震の発生や風水害のおそれの際、県民の皆さんの適切な避難行動を促進するため、防災アプリの普及を促進するとともに、避難を必要とするさまざまな方が活用しやすくなるよう、防災アプリで提供する情報や機能の充実を図ります。
- ・能登半島地震や奥能登豪雨をふまえ、誰もが安心して利用できる避難所づくりを促進するため、避難所の空調設備整備やプライバシー確保に資する取組への支援を行うとともに、新たに避難所運営を担う自主防災組織等を対象とした実践的な訓練を実施します。また、孤立地域の発生に備えて、発災時に必要な通信機器や物資等について市町の備蓄を支援します。さらに、住宅の倒壊から県民の皆さんの命を守るため、市町による耐震シェルター設置助成制度の取組を支援します。
- ・津波から県民の皆さんの命を守るため、津波避難タワー等、市町による津波避難施設等の整備に対して支援を行います。また、夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進めるため、県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に引き続き参画するとともに、能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組みます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組みます。

4. 主な事業

防災対策部

《（１）災害に強い地域づくり》

①(一部新)「みえ防災・減災センター」事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R6) 27,923 千円 → (R7) 21,962千円

事業概要:能登半島地震や奥能登豪雨災害の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、これまでの人材育成の仕組みを検証し、県・大学・市町が連携して災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成します。さらに、「みえ防災コーディネーター」「みえ学生防災啓発サポーター」の養成を行うとともに、地域で行う防災活動を支援します。このほか、能登半島地震や奥能登豪雨災害、南海トラフ地震臨時情報の発表など最近の災害事例をふまえたシンポジウムを開催します。

《（２）災害から命を守る適切な避難の促進》

①地震対策推進事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R6) 144,020 千円 → (R7) 151,140 千円

事業概要:「三重県南海トラフ地震対策検討会議」の意見をふまえ、新たな南海トラフ地震被害想定を作成するとともに、津波災害警戒区域を指定する取組を推進します。また、これらの取組を効果的かつ着実に推進するため、庁内及び市町と連携をとりながら進めていけるよう、全庁的な推進本部と市町長と意見交換を行う会議体を設置します。また、発災時に県災害対策本部を設置する県有施設や防災航空隊活動拠点等の災害リスクについて調査を行います。

②避難行動促進事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R6) 18,260 千円 → (R7) 13,353千円

事業概要:県民の適切な避難行動を促進するため、防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、アプリの普及促進を図ります。また、目の不自由な方に対して的確に防災情報が届けられる仕組みを導入します。

③防災情報プラットフォーム事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R6) 57,479 千円 → (R7) 236,890千円

事業概要:避難を必要とする全ての人が適切に避難できるよう、防災情報プラットフォームの維持管理を行うとともに、防災情報プラットフォームの強化に取り組み、きめ細かな防災情報を、多様な媒体により、迅速かつわかりやすく提供します。また、大規模災害時の通信途絶状態においても災害情報の収集把握と関係機関との的確な情報共有ができるよう、県庁舎への衛星通信機器の配備を進めます。

④(一部新)地域減災対策推進事業

(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)

予算額:(R6) 373,411千円 → (R7) 364,313千円

事業概要:市町が実施する防災・減災対策を支援する地域減災力強化推進補助金について、孤立地域対策や避難所におけるプライバシー確保、夜間避難対策など、能登半島地震や奥能登豪雨災害をふまえた対策を支援します。また、津波避難施設及び避難路の整備や非常用自家発電設備で稼働する避難所空調設備の整備、木造住宅における耐震シェルター設置に要する費用の助成を行う市町に対して支援を行います。さらに、県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する市町を対象とした取組に対する支援を行います。

環境生活部

《(3) 災害ボランティアの活動環境の充実・強化》

①(一部新)災害ボランティア支援等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R6) 8,845千円 → (R7) 10,665千円

事業概要:みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画するとともに、能登半島地震で得られた気づきをふまえ、市町における災害ボランティア受入れ体制強化のための研修会の実施や、MVSCの体制強化のため、全国域で活動する災害関連のNPO等との連携強化等に取り組みます。

教育委員会

《(4) 学校における防災教育の推進》

①学校防災推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額:(R6) 13,970千円 → (R7) 14,620千円

事業概要:防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による能登半島地震の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。

②災害時学校支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費)

予算額:(R6) 600千円 → (R7) 590千円

事業概要:避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・昨年、虐待により幼児が死亡する痛ましい事件が発生しており、児童虐待に係る通告児童数は依然として高い水準で推移していることから、児童虐待やDVの被害を受ける危険性のある母子への支援のため、緊急通報装置の貸出を実施するほか、被害聴取時における子どもの心理的負担を軽減等するため、司法面接に関する職員対象の研修を実施します。
- ・昨年は、刑法犯認知件数が新型コロナウイルス禍前の令和元年とほぼ同水準に戻り、特殊詐欺の認知件数及び被害額が過去10年で最多を記録したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺やインターネットバンキングに係る不正送金被害が急増するなど、犯罪情勢は極めて深刻な状況にあります。犯罪の起きにくい社会の実現に向け、犯罪の未然防止に有効な防犯カメラの設置促進について、自治体や自治会等に対し、地域に即した犯罪発生状況の提供や効果的な防犯カメラの設置場所についての助言を行うなど、関係機関・団体と連携して地域の防犯力の向上に取り組めます。また、特殊詐欺の被害防止を図るための講話や寸劇、自動通話録音警告機の無償貸出事業などによる防犯対策のほか、ターゲティング広告を活用した防犯情報の発信などの広報啓発活動を実施し、社会全体で良好な治安維持に資する取組を推進します。
- ・県内における大規模行事(第44回全国豊かな海づくり大会)の開催を見据え、警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となったテロ対策に取り組めます。
- ・関係機関と連携し、新たに安全・安心まちづくり地域リーダーを13名養成し、今後、フォローアップ講座を開催します。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組めました(80名参加)。安全で安心な地域づくりを推進するため、令和5年度から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」では、令和6年度(10月末現在)は新たに37事業者を登録しました(登録事業者：累計428事業者)。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対応するため、捜査員の育成を推進するとともに、情報技術に係る解析環境を高度化し、デジタル・フォレンジックを強化するなど、対処能力の向上に向けた取組を推進します。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、高度AI画像分析システムによる防犯カメラ画像の分析、車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見・捕捉など、科学技術を活用した捜査を一層推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・地域の治安維持、災害警備活動の拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、老朽化した警察署、交番及び駐在所の建て替えと長寿命化を計画的に進めます。
- ・重要犯罪をはじめとする犯罪の早期検挙に向けて、捜査支援分析力の一層の強化に取り組みます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付(5件、40万円(10月末現在))したほか、ブロック別会議(6回開催予定)や支援従事者向け研修会等の開催(2回開催予定、第1回75名参加)を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等に取り組んでいます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、各種イベントの機会を通じた広報啓発に取り組むとともに、「犯罪被害を考える県民の集い」を開催します(11月開催)。
- ・時効による加害者への損害賠償請求権の消滅を防ぐ手続きに要する費用の一部を補助し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減する「犯罪被害者等再提訴費用助成金制度」を創設しました。
- ・部内カウンセラーによる犯罪被害者等の精神的被害回復への支援を継続して推進するとともに、犯罪被害者等が抱える経済的負担の軽減などを図るため、引き続き犯罪被害者支援制度の効果的な運用に取り組みます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|------------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 刑法犯認知件数 | | | | | | ①②③ | |
| — | 6,900件 未満 | 6,300件 未満 | 5,800件 未満 | — | 5,400件 未満 | 5,000件 未満 | — |
| 7,410件 | 7,647件 | 9,955件 | — | — | — | — | — |
| 特殊詐欺認知件数 | | | | | | ①②③ | |
| — | 107件未満 | 104件未満 | 101件未満 | — | 98件未満 | 95件未満 | — |
| 110件 | 142件 | 274件 | — | — | — | — | — |
| 重要犯罪の検挙率 | | | | | | ②③ | |
| — | 95%以上 | 95%以上 | 95%以上 | — | 95%以上 | 95%以上 | — |
| 89.7% | 98.9% | 77.6% | — | — | — | — | — |
| 犯罪被害者等支援従事者数(累計) | | | | | | ④ | |
| — | 257人 | 337人 | 417人 | — | 497人 | 577人 | — |
| 177人 | 264人 | 364人 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・引き続き、SNS等に起因する犯罪被害や特殊詐欺被害が深刻な情勢にあるため、ターゲティング広告等により、被害に遭いやすい層に対する直接的な注意喚起やだましの手口等を題材にした演劇を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図ります。
- ・犯罪実行者募集情報による強盗事件等が多発傾向にあることから、各種媒体による広報啓発、少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室及びサイバー防犯ボランティアと連携したサイバーパトロールによる指導・警告活動の実施に加え、ターゲティング広告を活用した直接的な注意喚起等に取り組みます。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、街頭防犯カメラの設置を進めます。
- ・テロの脅威が継続する中、第44回全国豊かな海づくり大会等の大規模警備事象に向け、総合的な警備対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、引き続き官民一体となったテロ対策に取り組みます。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を図ります。また、引き続き、地域の自主防犯活動の活性化に向け講座の実施やフォーラムの開催、SNS等を生かした広報活動により、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・社会情勢の変化に立ち後れることなく、サイバー空間における脅威に的確に対処するため、引き続き職員の育成を推進するとともに、情報技術に係る解析環境を一層高度化し、デジタル・フォレンジックを強化するなど、対処能力の向上を図ります。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の強化を一層推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・令和6年度に引き続き、伊賀警察署及び科学捜査研究所の建て替え整備を推進するほか、施設の老朽化や狭隘化の状況、県民の利便性等を踏まえ、警察庁舎の適正な維持管理を図ります。
- ・老朽化した交番・駐在所についても、計画的な建て替え、長寿命化に取り組むとともに、パトカー等の車両の更新整備を進めるなど、警察活動を支える基盤の強化を図ります。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・総合的な支援体制を整備するため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援従事者向け研修会等の開催を通して、支援従事者を増やし、重ねて受講いただくことでレベルアップを図ります。
- ・県民の皆さん等の犯罪被害者等への一層の理解促進を図るため、犯罪被害を考える週間をはじめ、様々な機会を通じて広報啓発に取り組みます。
- ・犯罪被害者等が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、国に対し、地方自治体を実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うことを要望していきます。
- ・三重県犯罪被害者等見舞金の給付や加害者に対する損害賠償請求権の確実な行使に向けた支援により、経済的負担を軽減するなど、犯罪被害者等の適切な支援に取り組みます。

4. 主な事業

警察本部

《（１） みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進》

①(一部新)特殊詐欺被害防止対策事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R6) 12,484 千円 → (R7) 18,485千円

事業概要:SNS 型投資・ロマンス詐欺などの SNS 等に起因する犯罪や特殊詐欺の被害防止を図るほか犯罪実行者募集情報対策のため、ターゲティング広告による各手口の被害者層に対する直接的な注意喚起、広報啓発活動、講話や演劇を実施します。

②(一部新)県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R6) 9,352 千円 → (R7) 16,327 千円

事業概要:犯罪認知件数が増加している中、犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、街頭防犯カメラの設置を進めます。

③(一部新)サイバー犯罪対処能力向上事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R6) 7,101 千円 → (R7) 9,920 千円

事業概要:サイバー空間における脅威に的確に対処するため、職員の対処能力の向上を図る必要があることから、サイバーセキュリティ企業等が開催する研修を受講するなど、引き続き専門的知識を有する捜査員の育成を図ります。

④テロ等対策事業(第 44 回全国豊かな海づくり大会開催に伴う警備)

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R6) 7,339 千円 → (R7) 109,681千円

事業概要:第 44 回全国豊かな海づくり大会の開催に伴い、来県する要人等の身の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図るための諸対策を進めるとともに、テロ等重大事案の未然防止を図るため、必要な警備諸対策を推進します。

《（２） 犯罪の早期検挙のための活動強化》

①(一部新)情報技術解析推進事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R6) 75,528 千円 → (R7) 23,012千円

事業概要:高度な解析用資機材を追加整備するなど、情報技術に係る解析環境を高度化し、情報技術解析能力の向上、犯罪の早期検挙に向けた取組を推進します。

②(一部新)捜査支援システム整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費)

予算額:(R6) 116,004 千円 → (R7) 307,654 千円

事業概要:犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像の分析を行う高度 AI 画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の一層の強化に取り組みます。

≪ (3) 警察活動を支える基盤の強化 ≫

①警察署庁舎整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額:(R6) 3,548,028 千円 → (R7) 276,362千円

事業概要:老朽化や狭隘化した警察署を計画的に整備します。

大台警察署の建築工事完了に伴い、新庁舎への移転を行います。

また、伊賀警察署の建替整備に向け、設計業務を進めます。

②庁舎等施設整備事業(科学捜査研究所整備事業)

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額:(R6) 88,702 千円 → (R7) 1,353,554 千円

事業概要:令和6年度に引き続き、科学捜査研究所庁舎棟の建築工事を進めます。

③交番・駐在所整備事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費)

予算額:(R6) 211,353 千円 → (R7) 311,528 千円

事業概要:老朽化した交番・駐在所の建替整備、長寿命化に取り組みます。

また、令和6年度に引き続き、鳥羽駅前交番の建替整備を進めます。

④車両等整備・管理事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 3 装備費)

予算額:(R6) 212,079 千円 → (R7) 209,788 千円

事業概要:老朽化した交通取締用車や交通事故処理車を更新するほか、捜査用車両等の更新に際しては、電動化を進めます。

環境生活部

≪ (1) みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進 ≫

①安全安心まちづくり事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R6) 504千円 → (R7) 583千円

事業概要:「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム(第3弾)」に基づき、県民の皆さんや事業者等さまざまな主体と協働しながら、安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座や安全・安心まちづくりフォーラムを開催するなど、犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり実現に向けた取組を進めます。また、県民の皆さんの体感治安向上に向け、防犯活動の「見える化」に取り組みます。

≪ (4) 犯罪被害者等支援の充実 ≫

①(一部新)犯罪被害者等支援事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R6) 6,945千円 → (R7) 7,427千円

事業概要:「三重県犯罪被害者等支援推進計画(第二期)」に基づき、三重県犯罪被害者等見舞金を給付するなど、犯罪被害者等に寄り添った各種支援施策を推進するとともに、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を強化します。また、犯罪被害者等が二次被害を受けないよう、県民の皆さんの理解促進を図ります。

施策 3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

- ・四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を通じて、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組んでいます。
- ・テレビのWEB配信サービス等による広報を通じて、横断歩道の一時停止、自転車ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用などについて、重点的に啓発を行います。
- ・三重県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。
- ・交通事故死者に占める割合の高い高齢者を対象に、衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した「安全運転サポート車」の乗車体験会の実施や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を行っています。また、高齢者の自転車ヘルメット着用率を向上させるため、高齢者がモニターとして実際にヘルメットを着用する「見せる啓発」を実施しています。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

- ・飲酒運転根絶について幅広く県民の皆さんへ周知するため、テレビのWEB配信サービス等による広報・啓発を行うとともに、コンビニや飲食店等におけるステッカー等を活用した更なる啓発や飲酒運転防止教育について、関係機関・団体と連携しながら取り組みます。
- ・飲酒運転違反者に対しては、アルコール依存症受診に関する通知・勧告に加え、再勧告により、受診促進を図り、再発防止の強化に努めています。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

- ・令和9年度末で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的にLED灯器への更新を進めています。また、交通の安全と円滑を図るため、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めるとともに、老朽化した信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき、適正な維持管理に努めています。

④ 道路交通秩序の維持

- ・交通事故の発生実態等の高度な分析や地域住民からの要望に基づいた効果的な交通安全指導及び交通指導取締りを推進します。特に、子どもの通行が多い生活道路等における横断歩行者妨害違反や速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた取締りを実施して交通事故抑止に取り組めます。

| 2. KPI（重要業績評価指標）の状況 | | | | | | | |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 交通事故死者数 | | | | | | ① | |
| — | 60人 | 58人以下 | 56人以下 | — | 55人以下 | 53人以下 | — |
| 62人 | 60人 | 66人 | — | — | — | — | — |
| 飲酒運転事故件数 | | | | | | ② | |
| — | 25件 | 23件以下 | 21件以下 | — | 18件以下 | 16件以下 | — |
| 28件 | 42件 | 32件 | — | — | — | — | — |
| 横断歩道の平均停止率 | | | | | | ④ | |
| — | 50.0% | 60%以上 | 70%以上 | — | 80%以上 | 85%以上 | — |
| 45.8% | 56.7% | 57.9% | — | — | — | — | — |

| 3. 令和7年度の課題と取組方向 |
|---|
| 基本事業名 |
| ・令和7年度以降に残された課題と対応 |
| <p>① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年の交通事故死者数は減少傾向（10月末現在 36人 対前年比△14人）にありますが、交通事故実態などをふまえ、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発を、関係機関・団体と連携して推進します。 ・交通死亡事故に占める高齢者や歩行者、自転車利用者等の割合が高いことや、飲酒運転事故の根絶に至っていないことから、ターゲットに応じた広報・啓発を展開します。 ・自転車ヘルメットの着用率は上昇しているものの、約3割しか着用していないことから、着用の啓発に取り組みます。 ・三重県交通安全研修センターにおいて、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組むとともに、「安全運転サポート車」や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を図ります。 |
| <p>② 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年の飲酒運転事故件数は 27 件（10 月末現在 対前年同数）であることから、飲酒運転根絶について、より幅広い県民の皆さんへ周知するため、さまざまな広報媒体等を活用した啓発に取り組むとともに、飲食店等における啓発や飲酒運転防止教育について、関係機関・団体と連携しながら取り組み、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図ります。 ・飲酒運転防止の相談窓口において、違反者や家族に助言・指導を行うとともに、違反者にはアルコール依存症に関する受診を促すことにより、再発防止を図ります。 |
| <p>③ 安全かつ快適な交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度末で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的に LED 灯器への更新を進めます。また、交通の安全と円滑を図るため、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めるとともに、老朽化した信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき、適正な維持管理に努めます。 |
| <p>④ 道路交通秩序の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故抑止に資するため、地域の実情に応じた多角的かつ高度な分析に基づいた効果的な交通指導取締りを実施します。特に、生活道路における横断歩行者妨害違反や速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。 |

4. 主な事業

環境生活部

≪ (1) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進 ≫

①交通安全企画調整事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額:(R6) 1,451千円 → (R7) 632千円

事業概要:「第11次三重県交通安全計画(R3~R7)」に基づき、市町や関係機関・団体と連携を図りながら交通安全対策を推進するとともに、次期計画の策定に向けた検討を行います。

②交通安全運動推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額:(R6) 6,274千円 → (R7) 6,404千円

事業概要:関係機関・団体と連携して、四季の交通安全運動等における年間を通じた交通安全啓発活動(交通安全イベントの開催、ラジオによる広報等)を展開し、交通事故防止の徹底に向けた取組を推進するとともに、交通安全意識の向上に向け検討する場を設置し、議論を進めます。

③(一部新)交通弱者の交通事故防止事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額:(R6) 8,228千円 → (R7) 2,735千円

事業概要:高齢者や歩行者、自転車利用者等の交通弱者等を対象に、「横断歩道の歩行者優先」などをテーマとした啓発動画による広報や、ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用の啓発活動に取り組み、交通安全意識の更なる向上を図ります。

④交通安全研修センター管理運営費

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額:(R6) 50,742千円 → (R7) 46,805千円

事業概要:県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育機器を活用し、幼児から高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図ります。また、令和8年度からの指定管理者の選定を行います。

≪ (2) 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 ≫

①飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 2 交通安全対策費)

予算額:(R6) 4,482千円 → (R7) 3,810千円

事業概要:「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画(R3~R7)」に基づき、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及・啓発や、啓発動画を活用した広報を行うとともに、次期計画の策定に向けた検討を行います。また、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務の通知、勧告、再勧告を行うとともに、引き続き、飲酒運転とアルコール問題に関する相談窓口を運営し、再発防

止に取り組みます。

警察本部

《（１）交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進》

①(一部新)運転免許試験実施事業

(第9款 警察費 第1項 警察管理費 5 運転免許費)

予算額:(R6) 50,508 千円 → (R7) 119,434 千円

事業概要:道路交通法施行規則等の改正による AT 限定大型免許等の導入に伴い、改正法令に適合する AT 中型トラック等の試験車両を整備します。

②(新)「交通社会に参加する子どもたちを守る」交通安全教育事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 4,098千円

事業概要:子どもたち(高校生を含む)の自転車事故を防ぐため、自転車の安全な利用を促す短時間動画を作成し、WEB広告において配信することにより、交通安全意識の醸成を図ります。

《（３）安全かつ快適な交通環境の整備》

①交通安全施設整備事業

(第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)

予算額:(R6) 2,643,280 千円 → (R7) 3,608,637 千円

事業概要:令和9年度末で生産終了となる信号灯器用電球(白熱球)のLED化を前倒して進めます。また、老朽化した信号制御機、剥離した道路標識その他の交通安全施設等の更新・整備を行います。加えて、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めます。

施策 3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・県教育委員会等との連携により学校に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しています。また、若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、若年者に認知度の高い出演者による啓発動画をSNSで発信するなど、若年者が消費者被害に遭うことがないように注意喚起等を行います。
- ・地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」へ情報提供を行うとともに、研修会を開催(3回)しました。今後、新規の地域リーダーを養成する講座を実施します。
- ・投資詐欺等悪徳商法の被害防止に向け、消費者月間記念講演会の開催(約300名参加)や、ホームページによる注意喚起を実施しました。今後、事業者と連携し、牛乳配達時に啓発チラシの配付等を行います。
- ・県民の皆さんに人や社会、地域、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとしていただけるよう、イベント等において啓発チラシの配布を行うなど情報提供を行っています。また、「みえ環境フェア」(12月)に出展するとともに、令和4年度に制作したエシカル消費啓発CMをSNS上で発信します。
- ・県民の消費生活の安定及び向上を図るため、有識者や関係者等の意見をふまえ、「三重県消費者施策基本指針」(令和2年度～令和6年度)の改定を進めています。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県消費生活センターにおいて、1,059件(10月末現在)の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、解決・救済につなげています。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行っています。
- ・国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月1回開催し、相談員の資質向上を図っています。また、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、市町の相談員の確保を支援しています。
- ・「特定商取引に関する法律」に基づき3件の指導を行うとともに、事業者面談を37件行っています。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、事前相談21件、調査10件、指導2件を行っています(10月末現在)。

| 2. KPI（重要業績評価指標）の状況 | | | | | | | |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用するとした人の割合 | | | | | | ①② | |
| — | 79.3% | 80.3% | 81.3% | — | 82.3% | 83.3% | — |
| 78.3% | 75.7% | 85.6% | — | — | — | — | — |
| 消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合 | | | | | | ② | |
| — | 92.0%以上 | 92.0%以上 | 92.0%以上 | — | 92.0%以上 | 92.0%以上 | — |
| 88.9% | 93.5% | 95.6% | — | — | — | — | — |
| 講習等の実施学校数(累計) | | | | | | ① | |
| — | 47校 | 78校 | 109校 | — | 139校 | 170校 | — |
| 15校 | 36校 | 69校 | — | — | — | — | — |

| 3. 令和7年度の課題と取組方向 |
|--|
| 基本事業名 |
| ・令和7年度以降に残された課題と対応 |
| <p>① 自主的かつ合理的な消費活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発を効果的に行うため、県教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオでの情報提供やSNS上で動画を発信するなどの啓発に取り組みます。 ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援する必要があるため、「消費者啓発地域リーダー」の新規養成を進めるとともに、既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修の開催やタイムリーな情報提供を行います。 ・令和5年度実施の消費者庁調査や令和6年度実施の県電子アンケート(e-モニター)によると、エンカル消費の認知度については、未だ1割程度にとどまっており、その普及啓発を行う必要があるため、イベント等へ出展するとともに、SNSや県ホームページ等を活用して啓発を行います。 ・「三重県消費者施策基本指針」を改定し、新たに策定する「三重県消費者施策基本計画(仮称)」に基づき、外国人住民向けの出前講座の強化やカスタマーハラスメント防止に向けた取組など、県民の消費生活の安定及び向上が図られるよう取組を進めます。 |
| <p>② 消費者被害の救済、適正な取引の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、市町を含めた相談対応能力の向上に取り組む必要があるため、国民生活センターの研修等の活用、勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。 ・相談者の利便性向上や相談員の業務負担軽減を図るため、Webによる相談予約など相談体制の充実(DX化)に向けた準備を進めます。 ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。 |

4. 主な事業

≪ (1) 自主的かつ合理的な消費活動への支援 ≫

①消費者啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額:(R6) 18,898千円 → (R7) 18,824千円

事業概要:消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、成年年齢引下げやSNSを悪用した投資勧誘等の悪質商法・定期購入等に係るトラブル対策等、消費者の関心が高いテーマを中心に、若年者や高齢者を対象とした「消費生活出前講座」等の開催や、さまざまな媒体の活用による情報提供など、各世代に応じた消費者啓発・消費者教育を実施します。また、外国人住民向け消費者講座を強化するとともに、カスタマーハラスメントの防止に向けた教育・啓発を実施します。さらには、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の定着を図るため、さまざまな媒体の活用やセミナー等を実施します。

②消費者行政推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額:(R6) 15,434千円 → (R7) 15,464千円

事業概要:県、市町の相談員等を対象とした研修会を開催し、消費生活相談員の資質向上を図るとともに、弁護士等の活用により県・市町の消費生活センター等の専門性を確保し、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、消費者啓発地域リーダーの新規養成やフォローアップを実施し、地域における啓発活動や見守り活動を促進するとともに、国交付金の活用等により市町における消費者行政の推進を支援します。

≪ (2) 消費者被害の救済、適正な取引の確保 ≫

①(一部新)相談対応強化事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額:(R6) 29,273千円 → (R7) 32,856千円

事業概要:県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、研修の受講により、その資質向上を図ることで、相談に迅速かつ的確に対応します。また、相談者の利便性向上や相談員の業務支援を図るため、Webによる相談予約など相談体制の充実(DX化)に向けた準備を進めます。

②事業者指導事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 7 消費生活事業費)

予算額:(R6) 7,413千円 → (R7) 7,412千円

事業概要:適正な商取引、商品表示等が行われるよう、不当商取引指導専門員を配置し、事業者に対して監視・指導を行うとともに、広域的に活動する悪質な事業者に対しては、国、近隣県等関係機関と連携し、実効性のある事業者指導を行います。また、事業者面談や事前相談を通じて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策 4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向けた県民運動の展開を図るため、協力事業者を「みえデコ活パートナー」として、リアルとデジタルで脱炭素につながる製品・サービスの情報や体感・体験できる機会を提供することにより「みえデコ活」を推進します(みえデコ活パートナー(累計):692事業所(10月末現在))。
- ・自家消費型太陽光発電設備等の設置を促進するため、国の交付金を活用して事業者及び県民に対する太陽光発電設備等の設置補助や、一括発注によるスケールメリットを生かして価格低減を図る共同購入の取組を行っています。
- ・産業・業務部門の温室効果ガスの削減のため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施しています。また、県内の中小企業に脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しています(3社支援)。
- ・県内市町の実効的な地域脱炭素の取組へとつなげていくため、県、市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」において、脱炭素に関する支援策、先進事例等の紹介、意見交換等を行っています(第1回5月10日開催、第2回開催12月予定)。
- ・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、県総合博物館へPPA(電力販売契約)等を活用した太陽光発電設備を導入するとともに、県人権センターへ電気自動車の導入に併せてソーラーカーポートを整備し、ゼロカーボンドライブを推進します。
- ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進しています(第1回8月28日開催、第2回1月開催予定)。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進するため、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や分析、情報発信を行います。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、定期的に情報誌を作成し発信しています(情報誌8月発行)。
- ・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方气象台と連携して三重県気候講演会を開催します(11月～1月開催)。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・地球温暖化等の環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動する人づくりに向けて、県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や、子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しています。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけた地域で環境学習の推進を担える人材を育成しています(参加者14,033人(10月末現在))。

・三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、地球温暖化防止活動推進員が実施する出前講座やイベント等の地球温暖化防止に係る普及啓発活動を支援し、温室効果ガス削減活動の推進を図っています(参加者 3,408 人(10 月末現在))。

④ 事業者による環境配慮の促進

・大規模な太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|--|--|--|--|------------|--|--|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂) | | | | | | ①②③④ | |
| — | 23,146 千 t-CO ₂ (2年度) | 22,376 千 t-CO ₂ (3年度) | 21,606 千 t-CO ₂ (4年度) | — | 20,836 千 t-CO ₂ (5年度) | 20,066 千 t-CO ₂ (6年度) | — |
| 23,916 千 t-CO ₂ (元年度) | 23,117 千 t-CO ₂ (2年度) | 23,760 千 t-CO ₂ (3年度) | — | — | — | — | — |
| 脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数 (累計) | | | | | | ① | |
| — | 60 事業所 | 525 事業所 | 620 事業所 | — | 635 事業所 | 650 事業所 | — |
| 19 事業所 | 521 事業所 | 554 事業所 | — | — | — | — | — |
| 環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計) | | | | | | ③ | |
| — | 15,000 人 | 30,000 人 | 90,000 人 | — | 120,000 人 | 150,000 人 | — |
| — | 30,493 人 | 62,757 人 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するため、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等さまざまな主体と連携し、あらゆる世代に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」を疑似体験・学習できるデジタルコンテンツを提供するなど、「みえデコ活」を推進することで省エネ家電、次世代自動車、省エネ住宅の社会実装を支援します。
- ・自家消費型太陽光発電施設等の導入を促進するため、国の交付金を活用した設置費補助等の支援を行います。
- ・温室効果ガス排出量の多い産業・業務部門における取組を一層進める必要があることから、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にヒアリング調査を実施し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対しては、パリ協定の求める水準の中長期的な温室効果ガス排出削減目標の設定やその取組等の支援を行います。
- ・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があるため、県有施設へ自家消費型太陽光発電施設と電気自動車を導入し、使用電力の脱炭素化と電気自動車の運行に太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブを推進します。
- ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進めるため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動影響に関する情報を取りまとめた情報誌を定期的に作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、引き続き、県環境学習情報センター等において、四日市公害の歴史等をふまえつつ、気候変動など近年の課題も含めて、知識だけでなく、体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組めます。また、環境学習情報センターの展示設備の更新、デジタルコンテンツ等を活用した設備の新設を進めます。

④ 事業者による環境配慮の促進

- ・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して適切な指導を行います。

4. 主な事業

《（1）気候変動の緩和の取組の促進》

①（一部新）脱炭素社会推進事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 247,924千円 → (R7) 262,847千円

事業概要：国が進める「デコ活」の県内での展開と定着を図るため、ライフスタイルにおける脱炭素化への選択肢をあらゆる世代が楽しく学習できるようデジタルコンテンツを新たに提供するなど、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」に関する製品・サービス・情報を効果的・効率的に発信するとともに、自家消費型太陽光発電設備の導入促進など、社会実装につなげる「みえデコ活」を推進します。

②地球温暖化対策普及事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 16,247千円 → (R7) 17,018千円

事業概要:「地球温暖化対策計画書制度」の対象となる温室効果ガス排出量の多い事業者に対して、脱炭素化に関する情報提供や助言などを行うことにより、自主的な取組を促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対して、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定支援等を行い、企業活動全体での温室効果ガス排出量の削減につなげます。

③県有施設脱炭素化推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 83,161千円 → (R7) 289,968千円

事業概要:県自らが脱炭素化に取り組むことで、社会変革を先導し、地域脱炭素社会づくりの取組を推進するため、複数施設への自家消費型再生可能エネルギーの導入やゼロカーボンドライブを同時に進めます。

《 (2) 気候変動適応の取組の促進 》

①気候変動適応事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 3,941千円 → (R7) 4,050千円

事業概要:県民の皆さん、事業者、市町の気候変動適応に関する理解を深めるため、セミナーの開催等による普及啓発を行うとともに、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による本県の気候変動やその影響に関する情報を定期的に発信します。さらに、熱中症特別警戒情報の発表時に利用する指定暑熱避難施設の周知等、関係部局や市町と連携した熱中症対策を進めます。

《 (3) 環境教育・環境学習の推進 》

①(一部新)環境学習情報センター運営費

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額:(R6) 32,164千円 → (R7) 52,855千円

事業概要:環境教育・環境学習を推進するため、県環境学習情報センターを拠点として、環境保全に関する講座やイベントの開催、指導者の育成、情報提供等を行います。さらに、環境問題への気づきを引き出し環境保全の具体的な行動を促進するため、最新の情報を反映した展示への更新や、デジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備の新設を進めます。

②環境行動促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費)

予算額:(R6) 6,974千円 → (R7) 7,117千円

事業概要:三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした地球温暖化防止活動推進員による活動を支援します。また、学校や企業と連携した啓発活動、県民の皆さん一人ひとりの環境に配慮した行動変容を促すための取組を通じて、温室効果ガスの排出削減等に取り組めます。

≪（４）事業者による環境配慮の促進≫

①環境影響・公害審査事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1 環境総務費）

予算額：(R6) 974 千円 → (R7) 1,413千円

事業概要：環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業等について、事業者において適切な環境配慮が行われるよう、環境影響評価の取組を促進します。また、公害事前審査や公害紛争処理に係る制度を適切に運用します。

施策 4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリや SNS を活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発を行っています。
・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しています(1,302事業所(10月末現在))。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

・排出事業者や処理業者による産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等が積極的に進められるよう、研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行っています(補助件数8件/年(10月末現在))。
・循環関連産業の振興を図るため、セミナー等を通じた人材育成、DX推進、新規事業支援に取り組んでいます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

・廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組んでいます。
・大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めています。
・不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、遠隔監視カメラの活用や他県との合同路上監視等を行うとともに、不法投棄通報システム(スマホ110番)の利用を促進しています。また、建設系廃棄物の対策として、「法令周知マンガ」冊子の多言語化や啓発動画の作成等、排出事業者等の意識向上に資する取組を進めています。
・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行った4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、安全・安心を確保するため、モニタリング等を実施しています。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

・事業者、市町と連携した食品トレイの高品質かつ効率的なリサイクル事業の実施に向けた検討等を通して、プラスチックのマテリアルリサイクルの促進に取り組んでいます。
・海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施するなど、県民の皆さんが楽しみながらできる取組を通じて、散乱ごみ対策に取り組んでいます。
・三重県食品提供システム「みえ〜る」の活用を通じて食品ロスの削減を促進するため、参加企業・団体の拡大に取り組んでいます(登録99事業所、提供24,453kg(10月末現在))。また、小売店や飲食店と連携し、食品ロスの削減に向けた啓発に取り組んでいます。
・将来の廃棄物処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、再生資源の活用に向けた潜在的な需要量の把握調査を実施するとともに、関係事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入の促進に取り組んでいます。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・みえ産廃申請案内チャットボットや電子申請窓口の運用を行い、手続きのDXを推進しています。
- ・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、セミナー等を開催します。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|--|----------------|----------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 廃プラスチック類の再生利用率 | | | | | | | ①②④ |
| — | 63% (3年度) | 65% (4年度) | 67% (5年度) | — | 70% (6年度) | 73% (7年度) | — |
| 61.3% (2年度) | 60.6% (3年度) | 59.7% (4年度) | — | — | — | — | — |
| カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計) | | | | | | | ④ |
| — | 100事業者 | 150事業者 | 250事業者 | — | 275事業者 | 300事業者 | — |
| 61事業者 | 148事業者 | 210事業者 | — | — | — | — | — |
| 適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率 | | | | | | | ③ |
| — | 100% | 100% | 100% | — | 100% | 100% | — |
| 92% | 100% | 100% | — | — | — | — | — |
| 建設系廃棄物の不法投棄件数 | | | | | | | ③ |
| — | 10件以下 | 10件以下 | 10件以下 | — | 10件以下 | 10件以下 | — |
| 12件 | 11件 | 8件 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

- ・県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイクルに役立つ情報を市町や関係団体と共有し、連携して発信していきます。
- ・事業者による自主的な取組を一層促進するため、優良な取組の情報発信を積極的に行いながら「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組めます。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的な利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資するため、産業廃棄物税を財源とした補助制度を継続的に見直しつつ、設備機器の設置等を促進します。
- ・資源の循環利用等により地域における経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・排出事業者責任の徹底に向けて、優良認定処理業者への委託や、関係機関と連携した産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。
- ・災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、人材育成に取り組みます。
- ・産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないことから、引き続き、ドローン、監視カメラやスマホ 110 番等の ICT を活用した効率的・効果的な監視・指導を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を維持・強化し、悪質な事案に対処します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設(解体)工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、引き続き水質モニタリング等の実施や地元自治会等とのコミュニケーションにより、安全・安心の確保に取り組みます。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・プラスチック使用製品を製造する事業者が必要とする再生プラスチックの質と量の確実な供給に向け、需要とのギャップを埋めるための取組を進めます。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を行います。
- ・食品ロスの削減対策を継続的に進めていくため、引き続き、三重県食品提供システム「みえ〜る」の運用拡大に取り組むとともに、小売店や飲食店等と連携した普及啓発に取り組みます。
- ・将来の廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、関連産業の振興及び循環的利用に係る体制構築に向けた仕組みの検討に取り組みます。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、事業者自らが新たな取組を進められるようセミナー等を開催します。

4. 主な事業

≪ (1) パートナーシップで取り組む「3R+R」 ≫

①(一部新)「ごみゼロ社会」実現推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 56,206 千円 → (R7) 168,728 千円

事業概要:廃棄物の「3R+R」を促進するため、市町のごみ分別アプリや SNS を活用するなど、さまざまな機会をとらえて、ごみの減量や資源循環に関する情報を発信します。また、市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備に向けた技術的・財政的支援を行うほか、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化・集約化の調査・検討を行います。

≪ (2) 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進 ≫

①地域循環高度化促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 252,053 千円 → (R7) 252,052 千円

事業概要:地域の廃棄物を資源としてとらえ、地域での一層の有効活用と資源循環の高度化を促進するため、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、地球温暖化対策等に取り組む県内事業者に対して、その経費の一部を補助します。

≪ (3) 廃棄物処理の安全・安心の確保 ≫

①産業廃棄物適正処理推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 97,646千円 → (R7) 103,650千円

事業概要:産業廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安全・安心を確保するため、産業廃棄物処理業等に係る許可申請等の厳正な審査を行うなど法令等に基づいた確かな運用を図ります。また、県内の排出事業者及び処理業者を対象に優良産廃処理業者認定制度等に関する研修を実施し、産業廃棄物の適正処理の担い手となる人材の育成に取り組みます。

②(一部新)災害廃棄物適正処理促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 15,080千円 → (R7) 23,611千円

事業概要:災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上及び大量に発生する混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、令和6年能登半島地震をふまえ、研修会の開催や図上演習等を実施するとともに、仮置場候補地において、設置や運営の実地訓練を実施するなど、人材の育成を進めます。

③不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 97,028千円 → (R7) 91,406千円

事業概要:不法投棄の未然防止及び早期発見のため、遠隔操作型監視カメラやドローン等の活用により監視体制を一層充実させるとともに、不法投棄通報システム(廃棄物スマホ 110 番)に係る広報や事業者と連携した啓発を進めます。また、建設系廃棄物対策として、建設業者等を対象としたセミナーを開催するなど、適正処理の意識向上を図ります。

④環境修復後の保全管理事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 62,787千円 → (R7) 59,105千円

事業概要:環境修復を行った4事案について、行政代執行で整備した工作物の点検や水質モニタリング等を実施し生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するとともに、地元自治会等との事案地に関する協議等を通じて地域住民の安全・安心の確保に取り組みます。

≪ (4) 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 ≫

①プラスチック対策等推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 12,994千円 → (R7) 13,045千円

事業概要:プラスチックの資源循環を促進するため、事業者の自主的な取組や事業者間の連携拡大に取り組みます。また、海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用したごみ拾い活動の見える化など、楽しみながらできる取組を通じ

て散乱ごみ対策を進めます。

②食品ロス削減推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 15,968 千円 → (R7) 17,285 千円

事業概要:まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援する三重県食品提供システム「みえ〜る」を引き続き運用するとともに、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店等と連携して、売れ残りや食べ残しによる食品ロスの削減に向けた普及啓発を進めます。

③(一部新)CO2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 22,494 千円 → (R7) 27,305 千円

事業概要:動静脈連携によるプラスチックの資源循環を促進するため、事業者と連携し、高品質かつ効率的な回収・リサイクルの体制構築と再生材の活用に向けた調査・検討を進めます。また、将来の廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、効率的な回収や高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入を促進するため、資源循環体制の実現可能性調査を実施するとともに、関連事業者と連携し効率的・安定的な仕組みの構築に向けた検討を進めます。

《(5)人材育成とICTの活用》

①循環型社会形成施策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)

予算額:(R6) 22,174 千円 → (R7) 23,201 千円

事業概要:さまざまな主体による持続可能な循環型社会の構築に向けた取組を促進するため、動静脈連携や脱炭素化、DXの推進に関する国や県の動向、事業者の先進事例等について情報共有を図るセミナーを開催します。また、「三重県循環型社会形成推進計画(R3~R7)」について、次期計画の策定を行います。

施策 4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 大気・水環境等の保全

- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等により環境基準等の適合状況を確認しています。
- ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しています。
- ・大気・水環境保全に関する規制のあり方について、県内事業所における規制対象施設の稼働状況等を把握し、他自治体の規制内容を参考に検討を進めています。
- ・災害時におけるアスベストの飛散・ばく露対策を図るため、石綿使用建築物等の情報収集等を行うとともに、石綿飛散防止対策マニュアルの作成を進めています。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しています。また、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進しています。
- ・浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組んでいます。
- ・流域下水道では、「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき事業を実施していますが、近年の社会情勢の変化に対応していくため、経営戦略の改定作業を進めています。また、南部浄化センター第2期事業の令和6年度末供用をめざすとともに、管渠延伸や地震対策、老朽化対策などを進めています。
- ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、汚水処理事業の持続可能な運営を図るため、伊賀市や菰野町では、汚水処理施設の統合に向け進めています。

③ きれいで豊かな海の再生

- ・「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、松阪市地先における干潟・浅場造成、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等の取組について、進捗管理を行っています。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理の取組を推進しています。
- ・令和6年3月に岐阜県、愛知県と共同して策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、広く一斉清掃への参加を呼びかけるなど、伊勢湾流域圏での広域的な発生抑制対策を進めています。

| 2. KPI（重要業績評価指標）の状況 | | | | | | | |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達 成状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 環境基準達成率 | | | | | | ① | |
| — | 94.3% | 95.2% | 96.2% | — | 97.1% | 98.1% | — |
| 90.5% | 89.5% | 89.5% | — | — | — | — | — |
| 生活排水処理施設の整備率 | | | | | | ② | |
| — | 89.3% | 90.3% | 91.3% | — | 92.3% | 93.1% | — |
| 88.2% | 89.0% | 89.6% | — | — | — | — | — |
| 「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数 | | | | | | ③ | |
| — | 4取組 | 5取組 | 6取組 | — | 7取組 | 7取組 | — |
| 3取組 | 6取組 | 6取組 | — | — | — | — | — |
| 海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数 | | | | | | ④ | |
| — | 18,500人 | 19,500人 | 21,000人 | — | 22,500人 | 24,000人 | — |
| 17,496人 | 23,252人 | 24,203人 | — | — | — | — | — |

| 3. 令和7年度の課題と取組方向 |
|--|
| 基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応 |
| ① 大気・水環境等の保全 ・大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、令和6年度も光化学スモッグ予報を発令している状況であり、今後も常時監視を継続し、大気汚染物質の濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。 ・河川や海域における環境基準達成率は、近年改善傾向にありますが、適合状況を確認するため常時監視を継続して実施します。 ・大気・水環境保全に関する規制のあり方について、規制対象施設による環境への負荷について調査し、引き続き検討を進めるとともに、工場・事業場への立入検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。 |
| ② 生活排水処理施設の整備促進 ・生活排水処理施設の整備は着実に進んでいますが、令和5年度末の整備率は全国平均の93.3%と比較すると89.6%と低い状況です。補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。また、人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」（中間目標：令和7年度）の内容を点検し、必要に応じて見直しを行います。 ・引き続き、浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組みます。 ・改定する「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき、下水道施設が将来にわたり機能を発揮できるよう、管渠延伸や地震対策、老朽化対策などを着実に実施し、流域下水道事業を安定的に継続していきます。 ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」で市町が目標設定した42施設の統廃合が円滑に進むよう、引き続き、助言等を行っていきます。 |

③ きれいで豊かな海の再生

・良好な水質と生物生産性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組む必要があることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟及び浅場の保全・再生に関する取組等の進捗管理を行います。

④ 海岸漂着物対策の推進

・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、回収処理・発生抑制対策を継続して取り組みます。
・「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、引き続き実態把握調査を実施するとともに一斉清掃への参加を呼びかけていきます。さらに伊勢湾流域圏で広域的な海洋ごみの発生抑制対策を展開していくため、多様な主体間の連携を推進していきます。

4. 主な事業

環境生活部

《（１）大気・水環境等の保全》

①大気テレメータ維持管理事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 117,718 千円 → (R7) 132,997 千円

事業概要：大気環境測定局の自動測定機器等の保守及び更新を行い、大気汚染の状況をモニタリングするとともに、濃度上昇の際は予報等の発令を行います。また、排出ガス量が多い工場の常時監視を行います。

②(一部新)工場・事業場大気規制事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 9,499 千円 → (R7) 12,527 千円

事業概要：「大気汚染防止法」等の規制対象工場に立入検査を行い、施設の適正な維持管理を指導するとともに、有害大気汚染物質の県内の状況を把握するため、調査等を実施します。また、引き続き「三重県生活環境の保全に関する条例」に係る規制のあり方について検討を進めます。

③河川等公共用水域水質監視事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 26,158 千円 → (R7) 27,732 千円

事業概要：公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域及び地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を水質改善のための必要な施策に反映させ、水環境の保全を図ります。

④土砂条例施行事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 7,886 千円 → (R7) 7,430 千円

事業概要：「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき厳正に審査するとともに、不適切な土砂等の埋め立て等が行われないよう必要な指導等を行います。

⑤(一部新)地盤沈下対策事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 14,808 千円 → (R7) 17,268 千円

事業概要:北勢地域の地盤沈下対策として、揚水規制や関係機関と連携した地盤沈下量の計測、地下水位のモニタリングを継続します。また、地下水位監視システムが老朽化していることから、より効率的なシステムに更新します。

≪ (2) 生活排水処理施設の整備促進 ≫

①浄化槽設置促進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 118,645 千円 → (R7) 113,379 千円

事業概要:下水道と同等の処理能力を有する浄化槽や高度処理型浄化槽について、設置者に補助を行う市町や、公営事業として高度処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して助成を行うことにより、生活排水処理施設の整備率向上を図ります。

②(一部新)生活排水総合対策指導事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 4,791 千円 → (R7) 13,797 千円

事業概要:生活排水の総合的な推進のため、「生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき、関係部局が連携し、進行管理を行います。また、人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」の内容を点検し、必要に応じて見直しを行います。

≪ (3) きれいで豊かな海の再生 ≫

①「きれいで豊かな海」推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 16,635 千円 → (R7) 17,550 千円

事業概要:環境基準の達成と生物生産性、生物多様性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行と効果の検証等、農林水産部、県土整備部と連携して取り組みます。また、「三重県きれいで豊かな海」協議会において、各種施策の進捗管理を行います。

≪ (4) 海岸漂着物対策の推進 ≫

①(一部新)海岸漂着物対策推進事業

(第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)

予算額:(R6) 92,289 千円 → (R7) 92,052 千円

事業概要:「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進します。また、令和6年3月に策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」により、三県一市等で連携して広域的な海洋ごみの発生抑制対策を実施していきます。

県土整備部

《（２）生活排水処理施設の整備促進》

①流域下水道事業

（款 資本的支出 項 建設改良費 国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設費）など

予算額：（R6） 7,129,384千円 → （R7） 8,896,544千円

事業概要：公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道の整備を推進するとともに施設の地震対策や老朽化対策を進めます。

施策 11-4 水の安定供給と土地の適正な利用

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

・市町の水道施設整備については、社会資本整備総合交付金等を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進しています。(交付金事業：企業庁および12市町25事業)

・県内の市町水道事業者等を構成員とする県水道事業基盤強化協議会等を開催し、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、「三重県水道広域化推進プラン」に基づき基盤強化につながる広域化取組の具体化に向けたシミュレーションを実施しています。

・県が供給する水道用水、工業用水については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に推進するとともに、適切な維持管理に取り組んでいます。

② 適正な土地の利用および管理

・地籍調査については、土砂災害警戒区域など優先度が高いと考えられる地区に重点を置くとともに、予算の確保に向けた国への要望活動を行っています。また、市町を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法のさらなる活用の働きかけや、公共事業で得られる測量成果の活用など市町や関係部局と連携して効率的・効果的に進めています。

加えて、令和6年7月に副知事を座長とする「三重県地籍調査推進検討会」を設置し、推進体制の強化を図り、課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた対応方針を検討しており、地籍調査の推進に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目 | | | | | | | 関連する基本事業 | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 | |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | | |
| 基幹管路の耐震適合率 | | | | | | | ① | |
| — | 42.8% | 43.5% | 44.1% | — | 44.7% | 45.2% | — | |
| 42% | 42.9% | 43.5% | — | — | — | — | — | |
| 浄水場の耐震化率 | | | | | | | ① | |
| — | 91.8% | 95.9% | 95.9% | — | 100% | 100% | — | |
| 91.8% | 91.8% | 95.9% | — | — | — | — | — | |

| 新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合 | | | | | ② | | |
|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|---|------------------------|-------------------------|---|
| — | 20% (4市町 /20市町) | 40% (8市町 /20市町) | 60% (12市町 /20市町) | — | 80% (16市町 /20市町) | 100% (20市町 /20市町) | — |
| — | 20% (4市町 /20市町) | 50% (10市町 /20市町) | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

・県内の水道事業については、基幹管路の耐震適合率は全国平均と比較して低いことから、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用して、施設整備や耐震化等の機能強化を促進します。

・人口減少など社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業者が持続可能な事業運営ができるよう、広域化シミュレーション結果を共有し、市町とともに水道事業基盤強化の取組を進めていきます。

・県が供給する水道用水、工業用水を安全・安定に供給する必要があるため、引き続き、浄水場等の主要施設や管路の耐震化および電気・機械設備の老朽化対策などを実施するとともに、適切な維持管理に取り組めます。

② 適正な土地の利用および管理

・地籍調査については、土砂災害警戒区域など優先度が高いと考えられる地区に重点を置くとともに、予算の確保に向けた国への要望活動を行います。また、市町を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法のさらなる活用の働きかけや、公共事業で得られる測量成果の活用など、引き続き、効率的・効果的に進めます。

「三重県地籍調査推進検討会」で策定する対応方針に基づき、市町や関係部局と連携して地籍調査の推進に取り組めます。

4. 主な事業

地域連携・交通部

《（１）水資源の確保と水の安全・安定供給》

①工業用水道事業会計出資金

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費）

予算額：(R6) 304,927千円 → (R7) 326,254千円

事業概要：県勢振興のために確保している水源の工業用水に係る管理費等について、一般会計から工業用水道事業会計に出資します。

《（２）適正な土地の利用および管理》

①地籍調査費負担金

（第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費）

予算額：(R6) 296,560千円 → (R7) 500,760千円

（参考：(R6) 484,737千円 ※令和5年度2月補正含みベース）

事業概要：土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍調査を実施する市町に対して、その取組を支援します。

環境生活部

≪（１）水資源の確保と水の安全・安定供給≫

①水道事業等指導事業

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 49,877千円 → (R7) 35,015千円

事業概要：県民の皆さんに対し、安心して飲める水が安定的に供給されるよう、水道の施設整備や事業経営および施設の維持管理についての指導監督を行います。また、県内の水道事業が将来にわたり経営環境を維持していけるよう、水道広域化シミュレーション結果の市町との共有や、研修の共同開催など、水道基盤強化の取組を進めます。

②水道事業会計支出金

（第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費）

予算額：(R6) 100,337千円 → (R7) 1,238,196千円

事業概要：北部広域圏広域的水道整備計画に基づく水道広域化施設の整備等に対し、一般会計から水道事業会計に出資・補助を行い、地方公営企業の経営健全化を促進し、その経営基盤の強化を図ります。

企業庁

≪（１）水資源の確保と水の安全・安定供給≫

①水道施設改良事業

予算額：(R6) 7,506,797千円 → (R7) 11,512,685千円

事業概要：水道用水を安定的に供給するため、北中勢および南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行うとともに、取水・導水施設の整備を進めます。

②工業用水道施設改良事業

予算額：(R6) 4,400,354千円 → (R7) 6,157,425千円

事業概要：工業用水を安定的に供給するため、北伊勢、中伊勢および松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新等を計画的に行います。

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣するなど、地域での取組の促進を図っています。
- ・人権啓発・教育の拠点としての県人権センターの機能強化を図るため、常設展示室改修の基本方針の策定を進めています。

② 人権教育の推進

- ・教育公務員が土地購入の際にその土地が被差別部落であることを理由に契約の解除を申し出るという部落差別事案が発生したことを受け、全教職員を対象に部落問題に関する研修に取り組みました。具体的には、夏季休業期間から9月にかけて、全教職員を対象に「部落問題認識を深めるためのオンデマンド研修」、「部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落問題についての認識を深めるための研修用リーフレットの作成・配付」、「研修用リーフレットに基づいた校内研修」を実施しました。
- ・子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会として「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みます(12月25日開催予定)。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。
- ・改定した「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、改定内容を周知するとともに、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を示した「人権教育ガイドライン」を作成し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組んでいます。
- ・多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、県人権センターにアドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置するとともに、SNS人権相談窓口を設置しています。
- ・インターネット上の差別的な書込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しています。また、SNSでネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書

込みの未然防止に努めます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|---|-----------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数 | | | | | | | ① |
| — | 40,400人 | 41,800人 | 43,200人 | — | 44,600人 | 46,000人 | — |
| 39,312人 | 38,754人 | 45,920人 | — | — | — | — | — |
| 学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 | | | | | | | ② |
| — | 89.5% | 92.1% | 94.7% | — | 97.3% | 100% | — |
| 86.9% | 93.1% | 94.1% | — | — | — | — | — |
| 人権に係る相談体制の充実に向けた取組 | | | | | | | ③ |
| — | 相談体制の 充実に向けた 検討 | 相談体制の 充実 | 相談体制の 充実 | — | 相談体制の 充実 | 相談体制の 充実 | — |
| 相談体制の 確保 | 相談体制の 構築 | 相談体制の 充実 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しており、人権問題について正しく認識できるよう講演会等を実施するとともに、人権尊重の気運を醸成するために啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行います。また、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、絵本の読み聞かせ等の「感性に訴える啓発」など、さまざまな手法を活用し、人権啓発の推進に取り組みます。
- ・県人権センター常設展示室改修の基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定するとともに、見学者に人権問題についてわかりやすく学んでもらうため、教材作成に取り組みます。
- ・SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題になっていることから、SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、SNS等を通じて効果的な啓発を行います。
- ・人権尊重社会に向けた実践行動を促進するため、地域の団体やNPO等が主催する学習会へ講師を派遣します。

② 人権教育の推進

- ・説示事案を受けて、令和6年度に全公立学校で人権意識の向上に向けた校内研修を実施したところ、若い年代層を中心に教職員の部落問題に関する知識や認識について、改めて課題があらかになりました。このことから、人権問題に関する知識理解を深める教職員研修を集合型で県内の複数会場、複数日程で実施します。また、教職員の人権問題に関する学びをより深めるため、部落問題に関する基本的な事柄について短時間で学べる個人研修用の動画コンテンツ

を作成します。さらに、部落問題に関わる学習の進め方や、子ども理解に必要な視点、学級集団づくりの手法等、教育内容に関する校内研修の活性化を図るため、集合研修で活用できる動画等の研修資料を作成します。

- ・子どもたちの自尊感情や人権尊重の主体者意識を高めるため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進します。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催します。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」(令和6年度作成)に示したさまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上を図るための研修等を実施するとともに、相談機関のネットワーク会議において情報交換を実施し、相談窓口相互の連携を強化します。
- ・引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置し、相談員のさらなる資質向上、人材育成を図るとともに、幅広く人権相談を受けるため、SNSによる人権相談窓口を設置します。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止について、テレビCMやSNS等を通じてより幅広く周知・啓発します。

4. 主な事業

環境生活部

≪ (1) 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進 ≫

① 人権施策総合推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 1,639千円 → (R7) 1,871千円

事業概要:人権が尊重される社会を実現していくため、「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を進めます。また、地域の団体等が開催する研修会等へ講師を派遣するとともに、人権問題解決に向け先進的に取り組んでいる団体とつなぐことで人権が尊重されるまちづくりの取組を促進します。

② 隣保館運営費等補助金

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 249,131千円 → (R7) 249,179千円

事業概要:市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発及び広報活動、地域交流等の隣保事業が推進されるよう支援します。

③(一部新)人権啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 20,469千円 → (R7) 21,924千円

事業概要:県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、県民の皆さんが人権問題について考えるきっかけを作るため啓発動画作品を募集し、SNS等で発信します。また、地域の実情に応じた啓発活動を展開することができるよう、市町の取組に対する支援を行います。

④同和問題等啓発事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 11,185千円 → (R7) 10,242千円

事業概要:部落差別(同和問題)をはじめとする人権課題について県民の皆さんの理解と認識を深め差別のない社会を実現するため、マスメディアの活用やポスター等、さまざまな手法による啓発を実施します。

⑤(一部新)人権センター管理運営費

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 330,913千円 → (R7) 290,430千円

事業概要:人権啓発・研修等の拠点施設である県人権センターの管理運営を行います。また、老朽化に伴う施設の改修を行うとともに、常設展示室改修の基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定します。

≪ (3) 人権擁護の推進 ≫

①インターネット人権モニター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 2,002千円 → (R7) 2,002千円

事業概要:インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を行います。また、市町等に対しモニタリング説明会を実施するとともに、差別的な書き込みなどの未然防止に向け啓発に取り組みます。

②人権相談、調査・研究事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 10,149千円 → (R7) 10,028千円

事業概要:県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、弁護士による専門的な相談(法律相談)を実施します。また、SNSによる人権相談窓口を設置します。

③差別解消条例推進事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 4 人権施策推進費)

予算額:(R6) 3,594千円 → (R7) 3,182千円

事業概要:人権問題を円滑かつ適切に解決するため、引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置し、相談員のさらなる資質向上、人材育成を図ります。また、不当な差

別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を運営します。

教育委員会

≪（２）人権教育の推進≫

①（一部新）人権教育広報・研究事業

（第 10 款 教育費 第 1 項 教育総務費 6 人権教育費）

予算額：(R6) 655 千円 → (R7) 4,391 千円

事業概要：すべての教職員を対象とした人権問題に関する知識理解を深める教職員研修を実施します。また、人権教育に関する校内研修の活性化や人権学習促進のための研修用動画を作成するとともに人権問題の理解を深めるための基本的な内容を短時間で学べる研修用コンテンツ動画等を作成します。教職員を対象とした講座や情報提供等を実施し、学校における人権教育の推進を支援します。

②「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

（第 10 款 教育費 第 1 項 教育総務費 6 人権教育費）

予算額：(R6) 2,560 千円 → (R7) 2,300 千円

事業概要：「人権が尊重される三重」をつくる主体者の育成を図るため、異校種の子どもたちが集まり、各校、各地域で取り組んだ人権学習や地域に人権尊重の意識を広める教育活動の成果を発表するとともに、差別を解消するために自分たちでできることを話し合うこどもサミットを開催します。

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 男女共同参画の推進

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレんてみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しています。
- ・コロナ禍以降、孤独や不安などの悩みを抱える相談に対応するため、「フレんてみえ」における女性相談を実施するとともに、居場所づくり事業を開催しています(10月～2月 4回開催)。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図っています(10月末現在:会員数 607 団体)。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、策定を支援しています(支援数:20 社)。
- ・ジェンダーギャップ解消に向け、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業、団体と連携し、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けたワークショップや企業トップ等の思いを見える化する「本気宣言」、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しています(企業トップ・リーダー層向けワークショップ:9月～10月 3回実施、40 社 42 名参加、ロールモデル交流会:9月実施、28社44名参加)。
- ・ジェンダーギャップに関する背景を分析するため、意識・慣行に関する県民対象の意識調査を実施しています。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・すべての性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しています(相談件数:354 件(10月末現在))。
- ・「よりこ」の連携協力病院については、精神科との連携の拡充に向けて取り組んでいます。
- ・「よりこ」の認知度向上及び性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、性被害防止についての理解を深めるための出前講座を実施しています(受講者数:479 名(10月末現在))。
- ・未就学児童及びその保護者等に性被害予防のための基礎知識を伝えるため、幼稚園・認定こども園・保育所への広報・啓発に取り組みます。
- ・性暴力によって心身や個人の尊厳に侵害を受けた被害者等への支援とともに、性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざすため、有識者等で構成する「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」検討懇話会を設置し、委員から意見を聴取するなど、条例の制定に向けて検討を進めています。
- ・女性相談支援センターにおいて女性相談支援員の対応力向上を目的とした研修会を実施するとともに、心理的ケアが必要なDV被害者について、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図っています。また、DVが起こらない社会をめざすため、インターネット広告を活用した啓発等に取り組んでいます。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害のほか、女性をめぐるさ

まざまな課題の解消に向けて、DV防止及び被害者保護・支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体化した基本計画の策定を進めています。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・幅広い年代にダイバーシティに関する理解や行動が広がるよう、若年層や親子が参加しやすい体験型ワークショップを実施しました(7月実施、91名参加)。
- ・性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、わかりやすい内容の啓発ブック(県民向け)、研修動画(県民・企業向け)を作成するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(みえにじいろ相談)、当事者等の交流会を実施しています(交流会:令和6年11月実施)。
- ・パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用先の拡充を図るとともに、他自治体との広域的な連携を進めています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、 常時雇用労働者数 100 人以下の団体数 | | | | | | | ② |
| — | 401 団体 | 426 団体 | 451 団体 | — | 476 団体 | 501 団体 | — |
| 376 団体 | 391 団体 | 427 団体 | — | — | — | — | — |
| 「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計) | | | | | | | ③ |
| — | 2,100 人 | 2,600 人 | 3,100 人 | — | 3,600 人 | 4,100 人 | — |
| 1,669 人 | 1,937 人 | 2,920 人 | — | — | — | — | — |
| 「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに 掲載している団体数(累計) | | | | | | | ④ |
| — | 110 団体 | 120 団体 | 141 団体 | — | 151 団体 | 161 団体 | — |
| 100 団体 | 113 団体 | 131 団体 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、性別役割分担にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、講演会の開催などを通して一層の普及啓発に取り組めます。
- ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、コロナ禍以降、依然として高止まりしていることから、引き続き女性のための総合相談や、さまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組めます。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、企業トップ・リーダー層の意識啓発や県内の先進取組を学ぶための企業訪問・ワークショップなどに取り組むとともに、県内企業の好事例等をわかりやすく情報発信します。
- ・働く女性のキャリアデザイン等を支援するため、働く女性のロールモデルとの交流会を実施します。
- ・企業等の課題に応じた具体的な取組を促すため、一般事業主行動計画の策定等の支援を行います。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・多様化する被害者のニーズに的確に対応するため、「よりこ」を通じた、すべての性犯罪・性暴力被害者に寄り添った支援を関係機関と連携して行うとともに、SNS による相談対応など支援体制の充実に取り組みます。
- ・「よりこ」の認知度向上及び被害者支援の輪を広げるため、出前講座の開催など、関係機関と連携した幅広い周知・啓発に取り組みます。
- ・制定に向けた準備を進めている「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」の周知・啓発等により、被害者等支援及び被害防止に対する県民の理解促進や、性暴力の根絶に向けた気運醸成を図ります。
- ・女性相談支援センターにおいて、女性相談支援員への研修会の実施や、心理的ケアが必要な支援対象者について精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実に図ります。また、DVが起らない社会の形成のために、インターネット広告を活用して啓発に取り組みます。
- ・DV被害のほか、困難を抱える女性への支援のため、新たに策定する予定の計画に基づき女性相談支援センターの相談機能を強化するとともに、NPO 等関係機関と連携して切れ目のない支援を進めていきます。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ワークショップ等の開催を通じた啓発等の取組を進めます。
- ・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、県民・企業の理解促進を図る研修等を開催するとともに、性の多様性に関する電話相談や交流会の実施などに取り組みます。
- ・市町・民間企業と連携し、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充に取り組みます。

4. 主な事業

環境生活部

＜（１）男女共同参画の推進＞

①男女共同参画センター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R6) 14,606千円 → (R7) 13,485千円

事業概要:県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムやセミナー等による参画・研修機会の提供や情報誌等による情報発信など男女共同参画意識の普及を図ります。また、女性のための総合相談や居場所づくりなどさまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組みます。

②男女共同参画連絡調整事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R6) 1,623千円 → (R7) 2,081千円

事業概要:「第3次三重県男女共同参画基本計画」に基づき、三重県男女共同参画審議会により県の男女共同参画や性の多様性に関する施策の評価等を行いながら、男女共同参画社会の実現に向け着実に取組を進めます。また、「第3次三重県男女共同参画基本計画」に基づく実施計画の改定を行います。

《（２）職業生活における女性活躍の推進》

①（一部新）ジェンダーギャップ解消！！HAPPY☆CYCLE 事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R6) 14,629千円 → (R7)15,985千円

事業概要：ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、県内企業と連携し、企業訪問・ワークショップ等を通じて企業トップ・リーダー層の意識啓発に取り組むとともに、県内企業の好事例等をわかりやすく情報発信します。また、働く女性のキャリアデザイン等を支援するため、県内各地域で女性ロールモデルとの交流会を実施します。

《（３）女性に対するあらゆる暴力の根絶》

①性犯罪・性暴力被害者支援事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R6) 25,103千円 → (R7) 26,411千円

事業概要：「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、引き続き電話・SNS相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。

②（新）性暴力のない三重づくり推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R6) ー 千円 → (R7) 12,000千円

事業概要：「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」の認知度を向上させ、二次被害の防止など被害者等支援や性暴力被害防止に関する理解を深め、性暴力のない三重県の実現に向けた気運を醸成するため、イベントの開催など周知啓発に取り組めます。また、性暴力について県民が共通認識を持つことを促すため、三重県の性暴力の実態を把握する基本調査を実施します。

《（４）ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり》

①性の多様性を認め合う社会推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費）

予算額：(R6) 7,268千円 → (R7) 8,508 千円

事業概要：県民の皆さんを対象としたイベントや企業向け研修など、性の多様性に関する理解促進を図るとともに、性の多様性に関する相談窓口の運営や当事者等の交流会の開催、パートナーシップ宣誓制度利用先の拡充に取り組めます。

《（３）女性に対するあらゆる暴力の根絶》

①困難な問題を抱える女性支援推進等事業

（第3款 民生費 第1項 社会福祉費 5 社会福祉施設費）

予算額：(R6) 43,586 千円 → (R7) 44,364 千円

事業概要：DV被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性への支援のため、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画(仮称)」に基づき、相談体制の充実を図り、支援を必要とする方の多様なニーズに対応できるよう、各支援機関との情報共有と連携強化を推進するなど、市町や民間団体と連携し、支援対象者の発見・相談・援助等の支援に取り組めます。

施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・「三重県多文化共生推進計画(令和6～8年度)」に基づき、「多文化共生推進会議」等を開催し、有識者や外国人住民、支援団体等から聴取した意見をふまえ、多文化共生施策の推進に計画的に取り組んでいます。
- ・1月の多文化共生に係る啓発月間において、日本人住民と外国人住民が互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベントを実施します。
- ・国際交流員3名(オーストラリア、ブラジル、中国)が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた出前講座や、「やさしい日本語」の普及活動を行っています(出前講座:29回、やさしい日本語講座:4回(10月末現在))。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・増加する県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活上必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しています。
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しています。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員の資質向上のためのケース検討会を実施するなど、相談体制の充実を図っています(一般相談:871件、専門相談:31件(10月末現在))。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しています。
- ・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会を捉えて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行っています(連携団体数(累計):97団体(10月末現在))。
- ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しています。また、日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、オンライン日本語教室をモデル的に実施しています。

| 2. KPI（重要業績評価指標）の状況 | | | | | | | |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計） | | | | | | ① | |
| — | 59 団体 | 86 団体 | 108 団体 | — | 125 団体 | 137 団体 | — |
| 9 団体 | 62 団体 | 86 団体 | — | — | — | — | — |
| 外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組 | | | | | | ② | |
| — | 相談窓口 の充実 | 相談窓口 の充実 | 相談窓口 の充実 | — | 相談窓口 の充実 | 相談窓口 の充実 | — |
| 相談窓口 の確保 | 相談窓口 の充実 | 相談窓口 の充実 | — | — | — | — | — |

| 3. 令和7年度の課題と取組方向 |
|--|
| 基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応 |
| ① 多文化共生社会づくりへの参画促進 ・「三重県多文化共生推進会議」等を開催し、聴取した意見を関係部局等とも共有しながら、多文化共生施策に取り組みます。 ・庁内関係部局や市町等と連携し、外国人と日本人の相互理解の促進や多文化共生意識の醸成に向けた啓発イベントなどの取組を実施します。 ・国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。 |
| ② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり ・外国人住民が安全に安心して暮らすことができるよう、県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等により外国人住民が必要とする行政や生活、防災等に関する情報を適切に提供します。 ・「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）においては、外国人住民の増加に伴い相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。 ・災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組みます。 ・外国人住民が生活に必要な日本語を習得するための日本語教室は、15 市町に 40 教室（10 月末現在）であることから、日本語の習得を必要とする外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室開設を支援する地域日本語教育コーディネーターの育成等を行います。また、企業による従業員への日本語学習の機会提供が進むよう、企業への啓発や支援を行います。 |

4. 主な事業

《（１）多文化共生社会づくりへの参画促進》

①多文化共生がもつ力の活用事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費）

予算額：(R6) 4,006 千円 → (R7) 4,223 千円

事業概要：多文化共生社会づくり施策を推進するため、有識者や外国人住民、外国人支援団体、経済団体等と意見交換を行います。また、外国人との共生に係る啓発月間（1月）に多文化共生意識の醸成に向けた「三重県多文化共生シンポジウム」等を開催します。

《（２）外国人住民の安全で安心な生活環境づくり》

①(一部新)外国人住民の安全で安心な生活への支援事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費）

予算額：(R6) 27,911 千円 → (R7) 33,177 千円

事業概要：「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)において、外国人住民の生活全般にわたる相談等に的確に対応するほか、災害時に外国人住民を支援するための外国人防災リーダーの育成やフォローアップ研修、実地訓練を行います。また、医療機関における医療通訳の配置を促進するため、医療通訳の育成を行います。

②(一部新)外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費）

予算額：(R6) 25,103 千円 → (R7) 33,222 千円

事業概要：県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により、行政や生活に係る情報をきめ細かく提供します。また、生活に必要な日本語の習得を希望する外国人住民に日本語学習の機会を提供するため、市町の日本語教室開設を支援する地域日本語教育コーディネーターの育成等を行うとともに、企業による従業員への日本語学習の機会提供が進むよう、企業への啓発や支援を行います。

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、不登校総合支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して機能強化に取り組んでいます。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、オンラインによる相談や訪問型支援に取り組んでいます。
- ・不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、校内教育支援センターの整備に取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事情のある世帯の児童生徒等への利用料の補助を行っています。
- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、不登校学齢生徒の多様な教育機会を確保するため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について「学びの多様化学校」の指定に向けた申請を行っています。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、県内すべての教育支援センター(22センター)にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、8地域9センターに重点的に配置し、支援体制の強化を図っています。また、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行っています。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を県内17校で実践するとともに、継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムの作成に取り組んでいます。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を、3市6校、1県立高等学校で実施しています。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・散在地域等の小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、民間企業と連携してオンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を実施しています。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行うとともに、小中学校に巡回相談員を派遣して、日本語指導や適応指導、保護者への支援を行っています。
- ・高等学校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行っています。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナー(令和6年10月から12月にかけて、3校で実施予定)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(年間2回、6月・12月実施)等を開催しています。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向け、7月から施設の改修工事を行っているほか、教員等を構成員とする開校準備委員会においてカリキュラムの検討を行うなど、必要な取組を進めています。また、引き続き夜間中学体験教室「まなみえ」を県内2ヶ所(津、

四日市)で実施しています。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行う取組を進めています。
- ・公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組んでいます。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|---|---|---|--|------------|--|--|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度 の評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合 | | | | | | ① | |
| — | 小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1% | 小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2% | 小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3% | — | 小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4% | 小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5% | — |
| 小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度) | 小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% | 小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2% (暫定値) | — | — | — | — | — |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 | | | | | | ①② | |
| — | 小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0% | 小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0% | — | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% | — |
| 小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6% | 小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5% | 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8% | — | — | — | — | — |
| 通学路の安全対策が実施された箇所の割合 | | | | | | ③ | |
| — | 97.5% | 100% | 100% | — | 100% | 100% | — |
| 95.1% | 97.0% | 97.4% | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談

会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。

- ・不登校から学校復帰する段階や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する児童生徒等への経済的な支援を行います。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめたサポートブックを作成し、県内各校に周知します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援のさらなる拡充を進めます。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援や巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月に開校する県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、学校運営に取り組みます。また、北勢地域における学び直しの機会を確保するため、四日市会場において夜間中学体験教室「まなみえ」を引き続き実施するとともに、市町教育委員会と連携し北勢地域における分校・分教室の設置について検討を続けます。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修の実施に向けて取り組みます。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組めます。
- ・交通安全の未然防止や交通ルール遵守、マナー向上の意識を高めるため、高校生が、自転車の安全利用やヘルメット着用に向けた効果的な取組について意見を交流するとともに、自転車事故の特徴や交通安全に係る講話を通して今後の実践につなげる取組を進めていきます。

4. 主な事業

教育委員会

≪ (1) 不登校の状況にある児童生徒への支援 ≫

①(一部新)不登校対策事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 75,624千円 → (R7) 87,688千円

事業概要:不登校児童生徒が安心して学習したり、相談支援を受けることができる環境を整備するため、市町教育委員会が行う校内教育支援センターの設置や指導員の配置を支援します。また、フリースクール等で学ぶ子どもたちの体験活動等の支援や、対象フリースクールを利用する経済的事情がある子どもたちへの支援を引き続き行います。

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを任用し、各教育支援センターに対して助言を行います。

レジリエンス教育については、既存のプログラムに加え、発展的・応用的なプログラムを完成させ取組を継続します。また、スクリーニングの手法や意義、スクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめたサポートブックを作成し、県内各校に周知します。

≪ (2) 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成 ≫

①社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 15,674千円 → (R7) 19,401千円

事業概要:外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置するとともに、新たに日本語指導アドバイザーを夜間中学校に配置します。

②多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 30,485千円 → (R7) 32,885千円

事業概要:学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。

③夜間中学体験教室運営事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 3,584千円 → (R7) 2,169千円

事業概要:北勢地域において、県民や入学希望者に夜間中学のことを知っていただけるよう、引き続き体験教室を実施します。

④(新)中学校運営費

(第10款 教育費 第3項 中学校費 2 中学校管理費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 29,374千円

事業概要:令和7年4月に開校する「みえ四葉ヶ咲中学校」に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習できるよう学習環境の整備や学校運営を行います。

《（３）子どもたちの安全・安心の確保》

①(一部新)学校安全推進事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額:(R6) 2,709千円 → (R7) 3,330千円

事業概要:自転車乗車時のスマホ利用などの交通違反が原因となる事故が起きていることから、高校生が、交通法規の遵守や交通マナーに関する意識の向上とともに自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けた効果的な取組について、意見交流を行うバイシクルサミットを開催します。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

環境生活部

《（１）不登校の状況にある児童生徒への支援》

①私立学校不登校児童生徒支援事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R6) 900千円 → (R7) 540千円

事業概要:不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクールを利用する私立学校の児童生徒等への経済的な支援を行います。

施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等を開催します。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して、引き続き支援を行っています。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南の6地域で活性化協議会を開催し、各地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を行っています。鈴鹿亀山、伊賀、松阪の3地域では、中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施し、その結果もふまえて協議を進めます。
- ・令和7年4月の熊野青藍高等学校の開校に向けて、学校行事や学習の成果発表会の合同開催、部活動の合同実施等、2校舎が一体となった活動の準備を進めています。また、地域と連携しながら地域社会の課題解決をめざす探究活動「東紀州未来学」や、海外の高校生とのオンライン交流について研究・開発を進めています。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・管理職の若年層化や経験不足等の課題に対応するため、2、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修を新たに実施しています。新規採用者が意欲的に子どもたちと向き合えるよう、悩みや不安感の解消につながる研修を実施するとともに、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成しています。また、教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、課題改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を引き続き実施しています。
- ・児童生徒に対する性的な言動の防止を徹底するため、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けました。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置しました。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフの全ての公立学校への配置、一部の小中学校への教頭マネジメント支援員の配置や、部活動指導員の増員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充に取り組みました。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、各学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。さらに、学校における教職員の業務の仕分け作業を行い、学校や教職員以外で担うことが可能な業務については、地域ボランティアの活用等の検討・検証を行い、効果的な取組の学校への水平展開を図っています。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めています。

・教員不足に対応するため、令和6年度実施の教員採用試験では、常勤講師等で前年度の1次試験合格者および正規教員経験者を対象とした1次試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施など、採用試験の見直しを行いました。また、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職に就く不安を解消するための相談会を開催します。

・教職を志す人材を確実に確保するため、教員採用に係るパンフレットや動画をリニューアルするとともに、SNS等で教員として求める人物像や教職のやりがいを発信しています。また、大学生や高校生を対象とした教職ガイダンス等を行うとともに、教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換や共同授業、教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等の実施により、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会の創出に取り組んでいます。

③ ICTを活用した教育の推進

・県立高等学校において、1人1台学習端末を活用して一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、教科等における効果的な活用事例を提供したり、不登校生徒を対象とした遠隔授業で活用したりする等、様々な場面で活用が進むよう取り組んでいます。また、各校では、生徒・教員からの意見を参考にしながら、活用方法の工夫を進めています。

・GIGAスクール構想第2期として、県教育委員会と市町教育委員会等とで、1人1台端末の共同調達に向けた「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を立ち上げ、共通仕様書を策定するとともに、令和6年度分の共同調達を行います(1市)。また、県内小中学校における ICT 活用の一層の推進を図るため、市町に対するアドバイザー派遣に加え、ICT 教育に関する実践交流会(令和6年11月下旬予定)や授業改善プロジェクト(7回開催予定)の開催に取り組みます。

④ 学校施設の整備

・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、全ての県立高校の武道場への空調設備の導入など、施設・設備の機能の向上に取り組んでいます。

⑤ 私学教育の振興

・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(50校)に対し学校運営のための経常的経費等の助成をするなど支援を行っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------|------------------------------|----------------------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合 | | | | | | | ① |
| — | 小学校 80.0% 中学校 70.0% | 小学校 85.0% 中学校 77.5% | 小学校 90.0% 中学校 85.0% | — | 小学校 95.0% 中学校 92.5% | 小学校 100% 中学校 100% | — |
| 小学校 71.6% 中学校 56.4% | 小学校 75.4% 中学校 59.5% | 小学校 81.2% 中学校 64.2% | — | — | — | — | — |
| 研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合 | | | | | | | ② |
| — | 52.0% | 54.0% | 56.0% | — | 58.0% | 60.0% | — |
| 49.2% | 51.2% | 52.5% | — | — | — | — | — |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 | | | | | | ② | |
| — | — | 小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0% | 小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0% | — | 小学校 48.0% 中学校 51.0% 県立学校 40.0% | 小学校 49.0% 中学校 52.0% 県立学校 41.0% | — |
| — | 小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% | 小学校 43.5% 中学校 39.4% 県立学校 40.0% | — | — | — | — | — |
| 1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合 | | | | | | ② | |
| — | 59.0% | 61.0% | 63.0% | — | 65.0% | 67.0% | — |
| — | 43.1% | 52.5% | — | — | — | — | — |
| 1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合 | | | | | | ③ | |
| — | 82.4% | 86.8% | 91.2% | — | 95.6% | 100% | — |
| 77.9% | 81.8% | 83.6% | — | — | — | — | — |
| 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数 | | | | | | ⑤ | |
| — | 95件 | 100件 | 105件 | — | 110件 | 115件 | — |
| 90件 | 109件 | 111件 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等の開催に向けて取り組みます。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して、引き続き支援を行います。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き6地域で活性化協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等をふまえ、地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。また、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」の令和8年度の策定を見据え、これからの高等学校のあり方について検討を実施します。
- ・令和7年4月に開校する熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動の充実や開発した教育プログラムの本格実施に取り組みます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上を図る研修を引き続き実施するとともに、2、3年目の管理職等を対象とした時代や社会の変化に対応したマネジメント能力の向上を図るトップリーダーマネジメント研修の実施に向けて取り組みます。また、着任2～3年目の教員が、初任りに学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感することが

できるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みます。

- ・児童生徒に対する性的な言動の防止を徹底するため、引き続き、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けます。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置します。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフの全ての公立学校への配置、小中学校への教頭マネジメント支援員の配置の拡充、部活動指導員の増員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充に取り組みます。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、各学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。学校における教職員の業務の仕分け作業を行い、学校や教職員以外で担うことが可能な業務について、地域ボランティアの活用等の検討・検証を行い、効果的な取組の学校への水平展開を図ります。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めていきます。
- ・教員不足に対応するため、採用試験の見直しを進めていきます。また、移住フェアや、転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力を実証するとともに、教員免許取得に関する説明会を開催します。
- ・教職の魅力を発信するため、大学生、高校生を対象とした就職ガイダンス等に出展します。また、教職の魅力向上のため、生成AIを活用した教職員の働き方改革による業務改善の研究等を行います。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・高校の規模や立地に関わらず、県内の高校で学ぶ全ての生徒が希望する進路を実現できるよう、今後はICTを活用して、多様かつ専門的な教科・科目の授業を配信していく予定です。令和7年度は先進自治体の取組についての調査・研究や、配信センターの新たな設置等、遠隔授業システムの構築に向けて取り組みます。
- ・1人1台端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考にしながら、安全安心に端末を利用できる環境を整えつつ、各校の特色や生徒の実態に応じた効果的な活用を推進します。
- ・GIGAスクール構想第2期として、令和6年度に引き続き、県教育委員会と市町教育委員会等により構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、令和7年度分について、児童生徒1人1台端末の計画的な更新を進めます。また、県内小中学校におけるICT活用の一層の推進を図るため、授業改善プロジェクト等の開催に向けて取り組みます。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高めます。【再掲】

④ 学校施設の整備

- ・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入に着手するなど、施設・設備の機能の向上に取り組みます。

⑤ 私学教育の振興

- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、若者の県内定着につながる特色ある取組や学校運営に係る経常的経費等への助成を行います。

4. 主な事業

教育委員会

《（１）地域との協働と学校の活性化の推進》

①教育改革推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 2 事務局費）

予算額：(R6) 3,250千円 → (R7) 4,321千円

事業概要：本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向等をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催します。また、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」の令和8年度の策定を見据えた検討を実施します。それぞれの地域において活性化協議会を開催し、各地域における高等学校の活性化や、今後の学びと配置のあり方について協議します。

②地域と学校の連携・協働体制構築事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R6) 11,265千円 → (R7) 12,514千円

事業概要：地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入や充実に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町に対して受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーターの配置や運営団体における指導者の配置等の補助を行います。

③教育課程等研究支援事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R6) 513,914千円 → (R7) 4,387,886千円

事業概要：新学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。各市町における1人1台端末の更新に対して補助を行うとともに、共同調達会議の運営などの1人1台端末の調達に係る事務について委託します。

④高等学校活性化推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R6) 29,900千円 → (R7) 38,376千円

事業概要：令和7年4月に開校する熊野青藍高等学校にて、めざす学校像に向けた教育活動が展開されるよう、木本校舎と紀南校舎の2校舎が一体となった学校行事や学習成果発表会の合同開催、部活動の合同実施等に取り組みます。また、これまで研究・開発してきた地域と連携しながら地域社会の課題解決をめざす探究活動「東紀州未来学」や、海外の高校生とのオンライン交流について本格実施に取り組みます。令和6年度から募集停止となっている南伊勢高等学校南勢校舎の在校生の度会校舎への移動支援を行います。

≪ (2) 教職員の資質向上と働き方改革の推進 ≫

①(一部新)教職員研修事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 5 総合教育センター費)

予算額:(R6) 78,651千円 → (R7) 50,593千円

事業概要:「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された資質・能力をふまえ、経験や職種に応じた研修を効果的に実施します。着任2～3年目の教員が課題の解決方法を見出し、教職の魅力ややりがいを実感することができるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成します。また、教職員の児童生徒への性暴力防止に向け、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めるためのオンデマンド教材を作成します。

②(新)教員不足解消に向けた緊急対策事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 3 教職員人事費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 3,708千円

事業概要:高セキュリティかつ高機能の生成AIライセンスを教育委員会事務局及び希望する県立学校に部分的に導入し、実際の業務においてどのような活用ができるのか、どの程度効果が期待できるのか等について実証・記録・共有することで、今後の生成AIを用いた業務改善の拡大を図り、教員の働き方改革の更なる推進を通じてマイナスイメージの払拭・魅力向上を図ります。また、教員の魅力を発信するため、「おしごと広場みえ」等と連携し、県内外の大学生、県内高校生を対象に就職ガイダンス等へ出展します。さらに、教員の人材確保に向け、移住促進課の実施する移住フェアや、民間事業者の実施する転職イベントに出展し、移住希望者や転職希望者に対して、教員の魅力を発信するとともに、教員免許状を所有していない方に向けて、教員免許状取得に関する説明会を開催します。

≪ (3) ICTを活用した教育の推進 ≫

①(新)多様な学習コンテンツを提供する遠隔授業システム整備事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 69,200千円

事業概要:学校の規模や立地に関わらず、県内の高校で学ぶ全ての生徒が希望する進路を実現できるようにするため、多様かつ専門的な教科・科目の授業を、遠隔配信するセンターの設置に向けて、令和7年度は配信機器等の整備や、先進自治体の取組についての調査・研究等、遠隔授業システムの構築に向けた準備に取り組みます。

②学校情報ネットワーク事業

(第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費)

予算額:(R6) 433,592千円 → (R7) 404,317千円

事業概要:県立学校において、教職員用1人1台パソコン、ネットワークやクラウド等の情報基盤の維持管理、統一校務支援システム、デジタル採点システム、グループウェア等のアプリ・システムの運用保守、及びウェブフィルタリング等のセキュリティ対策の実施等を行うことで、安全かつ適正にICTを活用できる環境を整備します。

③情報教育充実支援事業

(第10款 教育費 第4項 高等学校費 2 高等学校管理費)

予算額:(R6) 265,960千円 → (R7) 309,079千円

事業概要:県立学校の図書館に設置されている蔵書検索用の端末が、令和7年度中にOSのサポートが終了することから、県立学校の全ての検索用の端末を更新します。県立学校において、情報教育等で使用している情報教室(パソコン教室)の学習

用端末の更新を行うとともに、情報教室の保守・整備を進めます。

《（４）学校施設の整備》

①校舎その他建築費

（第10款 教育費 第4項 高等学校費 3 学校建設費）

予算額：（R6）2,225,469千円 → （R7）3,762,119千円

事業概要：県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策、トイレの洋式化、バリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新に取り組むとともに、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入に着手するなど、施設・設備の機能の向上に取り組めます。

環境生活部

《（５）私学教育の振興》

①私立高等学校等振興補助金

（第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費）

予算額：（R6）5,255,017千円 → （R7）5,206,452千円

事業概要：公教育の一翼を担う私立学校（小学校・中学校・中等教育学校・高等学校）において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう経常的経費への助成を行います。

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベント等を開催し、地域の特性を活かした取組を継続できるよう支援する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」を創設するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等において「オンゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座)」を実施しています。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を実施しています。
- ・令和5年度に実施した「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、三重県子ども条例の改正、および三重県こども計画(仮称)の策定を進めています。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、多胎児家庭への家事支援事業や、子どもの居場所づくり等の57事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的に、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育休取得に関する職場でのエピソードを募集・表彰する「パパ育休のススメ 職場のエピソード大賞」を開催し、優良事例をまとめたヒント集を作成・配布するとともに、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした、男性の育児休業推進を目的とした座談会を開催することで、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めています。
- ・子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化や課題を分析したうえで、今後の家庭教育応援の方向性を示すため、「みえ家庭教育応援プラン」を「みえ家庭教育応援方針」として改定しました。
- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、「みえの親スマイルワーク養成講座」、「家庭教育応援連携会議(市町担当者会議)」において、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の保護者同士がつながりを深める機会の提供や人材の育成に取り組んでいます。
- ・家庭教育の分野で活動している方にコラム形式で執筆してもらい、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援Web講座を充実させ、保護者の負担感・不安感の軽減を図っています。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣や勉強会の開催、インターンシップ研修を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援を行っています。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知度向上や利用促進を図るため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを三重県母子・父子福祉センターにおいて運用するほか、より広く専門的な相談に応じられるよう産

業カウンセラーの配置や弁護士による法律相談の拡充を行っています。

- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金、就学支度資金等の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。
- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習支援を実施する市町へ補助します。また、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭に対しては、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等に取り組んでいます。
- ・「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」及び「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、本県の状況とひとり親家庭や子どもを取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定を進めています。
- ・ヤングケアラーについて、子どもたち自身が「理解する」こと、また、自身の状況について家族以外の大人に「相談してもよい」ことを伝えていくことを目的に、子ども向けのリーフレットを作成しました。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象として令和5年度に作成した支援ハンドブックを活用した出前講座を実施しています。さらに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、関係機関職員向けの研修を行っています。
- ・関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しています。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行っています。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組んでいます。
- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターでは、県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図っており、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成など、ネットワークの構築に取り組んでいます。
- ・初診予約方法について、電子申請を基本とした受付に変更し24時間申込可能とするとともに、予約期間を3か月毎とし、受診者をセンターの調整会議で決定するなど、医療がより必要な方がより早く受診できるよう改善を行いました。
- ・途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計) | | | | | | ① | |
| — | 163 企業・団体 | 200 企業・団体 | 210 企業・団体 | — | 220 企業・団体 | 230 企業・団体 | — |
| 153 企業・団体 | 190 企業・団体 | 203 企業・団体 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | | |
|---|--------|--------|--------|---|--------|--------|---|
| 子どもの居場所数 | | | | | | ③ | |
| — | 90 か所 | 105 か所 | 240 か所 | — | 295 か所 | 350 か所 | — |
| 78 か所 | 135 か所 | 181 か所 | — | — | — | — | — |
| 地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数 (累計) | | | | | | ④ | |
| — | 177 人 | 328 人 | 350 人 | — | 364 人 | 377 人 | — |
| 127 人 | 228 人 | 319 人 | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・令和6年度に検討を進めている「三重県子ども条例」の改正内容に基づき、子どもの安全・安心の確保や子どもの育ちへの支援などの取組を子どもの参画のもと推進する体制を整備するとともに、改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。
- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、「オンゴトチャレンジミエキッズ」や「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」による支援を通じて、子どもの学びや体験の機会を提供し、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、引き続き補助を行いつつ、効果的な取組が他の市町にも広がるよう支援することにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率(令和5年度発表値 25.7%)は女性と比べて低い状況です。令和5年度の県民1万人アンケートでは、男性の家事・育児参画を推進するためには、企業等における働き方や職場の理解が重要だとする意見が6割以上あることから、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、「ワンオペ育児」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。
- ・子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成するとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行います。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する子どもの居場所の活動に沿った人材育成の充実等を図るとともに、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組むことにより、さまざまな子どもの居場所のニーズに対応していきます。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、引き続き母子・父子福祉センターのホームページ上で「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを運用するほか、専門家(産業カウンセラー、弁護士)による相談支援を実施します。
- ・ひとり親家庭等に対して貸付を行う母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら、ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図ります。

- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象に低所得子育て世帯等も含め、市町への補助を実施するとともに、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ・新たに策定する予定の「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化した計画に基づき、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢や希望を持って健やかに成長できる環境整備に取り組むとともに、全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるよう取り組みます。
- ・子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーの支援対象年齢がおおむね 30 歳未満を中心とするとされたことに伴い、高校生世代から 30 歳までの若者の実態を把握するための広域調査を行います。
- ・ヤングケアラー・コーディネーターによる、関係機関からの情報集約や相談に対する支援・助言および他の機関へのつなぎ等を行い、地域における支援の促進を図ります。
- ・引き続き、子ども向けリーフレットの学校等における活用、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、関係機関職員向けの研修、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助などを行うことで、地域におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげていきます。
- ・第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、教育委員会等との連携を強化し体制整備を進めていきます。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象とし、奨学給付金の給付額を増額するとともに、支援対象をさらに拡充することにより、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みます。また、高校等専攻科の生徒に対しての支援対象を拡充します。
- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給等により、引き続き保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ・初診予約方法について、これまでの取組の検証を行いながら、引き続きよりよい方法を検討していきます。

4. 主な事業

子ども・福祉部

《（１）子どもの育ちを支える地域社会づくり》

①(一部新)子どもの育ちの推進事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R6) 32,877 千円 → (R7) 51,769 千円

事業概要:令和6年度に検討を進めている「三重県子ども条例」の改正内容に基づき、県の子ども施策を推進する体制を整備するとともに、子どもの権利に関する啓発や子どもの意見表明の推進、子どもの権利侵害に対する救済機関設置の検討等に取り組みます。また、みえ次世代育成応援ネットワークをはじめとするさまざまな主体と連携し、体験機会の提供など、子どもの豊かな育ちを支える取組を実施するとともに、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営します。

②みえ子ども・子育て応援総合補助金

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R6) 300,316 千円 → (R7) 334,814 千円

事業概要:市町が地域の実情等に合わせて工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助金を交付します。

《（２）家庭教育応援と男性の育児参画の推進》

①親の学び応援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R6) 1,387 千円 → (R7) 1,522 千円

事業概要:市町において、保護者同士のつながりを作るためのワークショップの実施が促進されるよう支援するとともに、保護者が子育てについてヒントを得ることができるWeb講座の充実を図ります。

②男性の育児参画普及啓発事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R6) 5,694 千円 → (R7) 5,721 千円

事業概要:企業での育児休業取得がより一層促進され、男性の育児参画が進むよう、企業が自社で社内研修を実施するための資料を作成するとともに、資料の活用方法や、男性の育休取得促進に関する優良事例等を紹介するセミナーを実施します。また、男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた啓発を行います。

《 (3) 子どもの貧困対策の推進 》

3 子どもの貧困対策推進事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費)

予算額:(R6) 28,550 千円 → (R7) 35,343 千円

事業概要:子どもの居場所の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催等の人材育成支援や子ども食堂運営団体等への運営補助を行うとともに、子どもの居場所と地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。

②(新)子どもの居場所支援事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 1 児童福祉総務費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 30,132 千円

事業概要:子どもの居場所運営団体や市町等を対象とした中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催するとともに、不登校児童生徒の居場所づくり支援として、フリースクール等民間施設運営団体への運営補助を行います。

③ひとり親家庭自立支援事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 3 母子福祉費)

予算額:(R6) 85,105 千円 → (R7) 90,852 千円

事業概要:ひとり親家庭の母または父の安定した雇用と収入の確保に向けて、就職に有利な資格を取得できるよう高等職業訓練促進給付金等の就労支援を行うほか、ひとり親家庭への学習支援について、補助対象に低所得子育て世帯等も含め、市町への補助を実施します。

④生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業

(第3款 民生費 第1項 社会福祉費 1 社会福祉総務費)

予算額:(R6) 16,730 千円 → (R7) 16,878 千円

事業概要:生活困窮家庭の子どもに応じた学習支援等により、学力や学習意欲のさらなる向上を図り、卒業後の安定した就職や自立につながるよう取り組みます。

⑤(一部新)ヤングケアラー支援事業

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

予算額:(R6) 15,850 千円 → (R7) 19,048 千円

事業概要:ヤングケアラー支援の実践力向上に向けた研修を実施するほか、ヤングケアラー・コーディネーターによる、関係機関からの情報集約や相談に対する支援・助言および他の機関へのつなぎ等を行います。

また、学校や市町等の関係機関の連携および情報共有が促進されることを目的としたアセスメントシートを作成し、普及・活用することでヤングケアラーに適切な支援が早期に届く体制の整備を進めます。

さらに、子ども・若者育成支援推進法の改正をふまえて、新たに高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態を把握するために広域調査を実施し、支援体制の構築に向けた検討を進めます。

◀ (4) 発達支援が必要な子どもへの支援 ▶

① 子ども心身発達医療センター医療支援事業

(第1款 子ども心身発達医療センター費 第1項 子ども心身発達医療センター費

1 子ども心身発達医療センター費)

予算額:(R6) 37,158千円 → (R7) 30,925千円

事業概要:身近な地域における途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、市町の総合支援窓口の中心となる人材を育成します。また、発達障がい児の早期診断、早期支援のため、地域の医療機関への実践研修等の技術的支援を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等を進めます。

環境生活部

◀ (3) 子どもの貧困対策の推進 ▶

① 私立高等学校等就学支援金交付事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R6) 3,003,665千円 → (R7) 3,011,008千円

事業概要:私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

② 私立高等学校等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R6) 228,939千円 → (R7) 526,264千円

事業概要:私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人に対する助成を拡充するとともに、奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

教育委員会

◀ (3) 子どもの貧困対策の推進 ▶

① 高等学校等進学支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 145,961千円 → (R7) 134,473千円

事業概要:高等学校・高等専門学校の生徒に対する修学奨学金の貸与等により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。

② 高校生等教育費負担軽減事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 3,404,475千円 → (R7) 3,434,765千円

事業概要:就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、家計急変世帯を対象とした支援を継続するとともに、奨学給付金の給付額を増額するなど、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・文化の力で心豊かに活力ある三重の実現をめざし、「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実などに取り組んでいます。
- ・県総合博物館では、開館 10 周年記念として、三重ブランドにも認定され、古代から人々を魅了してきた真珠の企画展などを開催しました。また、県立美術館では、国内では珍しい数多くのスペイン美術を収集する長崎美術館と連携して、ピカソ、ダリなどのスペイン美術の魅力に迫る企画展などを開催しました。斎宮歴史博物館では、開館 35 周年を記念し、源氏物語と斎宮の深いゆかりを紐解いた企画展などを開催しました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するとともに、開館 30 周年にあわせて、子どもから大人まで楽しめる企画に取り組むとともに、各県立文化施設が連携して、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しています。
- ・斎宮を核とした文化体験ルートをもとに、新たな文化体験コンテンツの構築など、斎宮の賑わい創出に向け取り組んでいます。また、新たに伊賀ルートや熊野ルートの設定を進めるとともに、SNS 等を活用した情報発信に取り組んでいます。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信を積極的に行っています。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組んでいきます。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組み、未来の担い手を育成しています。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しています。また、開館 30 周年記念にあわせて、生誕 380 年を迎える松尾芭蕉に関連した講座を開催しました。
- ・県立図書館において、生涯学習センターの講座に合わせブックリストの配布や関連図書の展示、松尾芭蕉など偉人に関する資料の展示を行うとともに、市町立図書館等と連携し、インターネットを利用した貸借サービスの提供や出張図書館等の取組を行っています。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・市町の社会教育関係者の取組を活性化させるネットワークの会員交流会を実施するとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校を

つなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しています。
 ・鈴鹿青少年センターについては、9月末現在の延べ利用者数が63,374人と好調であり、年度後半にむけて効果的に広報することで利用者の拡大を図っています(目標年間延べ利用者数58,000人)。熊野少年自然の家については、照明設備のLED化や老朽化したフィールドアスレチックの撤去など、経年劣化に伴う施設の改修を実施することで、利用者に安全で快適な施設の管理・運営を行っています。

| 2. KPI (重要業績評価指標) の状況 | | | | | | | |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 参加した文化活動、生涯学習に対する満足度 | | | | | | ①③④ | |
| — | 72.6% | 73.6% | 74.6% | — | 75.6% | 76.6% | — |
| 71.6% | 75.5% | 77.0% | — | — | — | — | — |
| 県立文化施設の利用者数 | | | | | | ①③ | |
| — | 84万人 | 100万人 | 130万人 | — | 130万人 | 140万人 | — |
| 70.5万人 | 98.2万人 | 104.0万人 | — | — | — | — | — |
| 文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数 | | | | | | ② | |
| — | 72件 | 77件 | 82件 | — | 87件 | 92件 | — |
| 67件 | 79件 | 117件 | — | — | — | — | — |

| 3. 令和7年度の課題と取組方向 |
|--|
| 基本事業名 |
| ・令和7年度以降に残された課題と対応 |
| <p>① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県文化振興計画」に基づき、文化活動を行う個人や団体の発表の場としての県展等の開催や、活動の功績を表彰する「三重県文化賞」に取り組むとともに、専門家の助言を受けながら文化団体の支援のあり方について検討を行います。 ・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成と文化活動の活性化を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や魅力的な公演等を実施するとともに、三重県誕生150周年記念に合わせて次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむことができる特別な展示や事業を実施します。 ・県立美術館では、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。 ・三重の文化への理解を深めてもらうため、斎宮の文化体験コンテンツの充実などに取り組むとともに、県内の文化観光ルートの横展開を推進します。また、斎宮の歴史を感じながら周遊するための史跡公園整備に向け、整備計画策定のための発掘調査を実施するとともに、飛鳥・奈良時代の初期斎宮の発掘調査結果の展示への反映など、斎宮歴史博物館の展示改修内容の検討と設計を実施します。 <p>② 文化財の保存・活用・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を積極的に行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の |

推進、気運の醸成等に取り組みます。

- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、次世代を担う子どもたちに対して、その魅力を体感できる取組や映像記録等を活用した情報発信を行うことで、未来の担い手育成につなげます。
- ・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫を新たに建設します。併せて、より広く文化財を公開するための展示設備等を設置します。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。
- ・県立図書館では、全県域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、電子書籍の導入などデジタル化に取り組みます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」の実現に努めます。
- ・鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用し、より一層の利用者の拡大を図ります。熊野少年自然の家については、利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を計画的に実施します。

4. 主な事業

環境生活部

《（１）文化にふれ親しみ、創造する機会の充実》

①文化活動連携事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費）

予算額：(R6) 19,262 千円 → (R7) 20,208 千円

事業概要：「三重県文化振興計画」により、文化施策を総合的・計画的に推進します。また、三重県文化賞の実施や、県内各地域の文化活動等の情報を収集・発信することにより、さまざまな主体の文化活動を促進するとともに、芸術文化の特性を生かしながら地域振興等に寄与する取組を行う文化団体の活動状況を把握するための調査を実施します。

②(一部新)文化観光推進事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 3 文化振興費）

予算額：(R6) 82,000 千円 → (R7)42,306 千円

事業概要：斎宮を核とした文化観光を推進し、史跡斎宮跡を周遊していただけるよう、ツアーガイドの育成や体験コンテンツの造成を行うとともに、斎宮歴史博物館の展示リニューアルに向けた展示設計や周遊に必要となる史跡公園の整備計画策定のための発掘調査を行います。

③文化会館事業

（第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費）

予算額：(R6) 68,926 千円 → (R7)102,305 千円

事業概要：オペラ、バレエ、歌舞伎等の多彩で魅力的な文化芸術公演やアウトリーチ活動、人材育成に取り組みます。

④(一部新)総合博物館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 9 博物館費)

予算額:(R6) 63,002 千円 → (R7) 137,249 千円

事業概要:三重の多種多様で豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や三重県誕生150周年記念の特別な企画展を開催するとともに、展示スペースを改修します。また、地域と連携して移動展示を行うとともに、資料の収集・保存に関する調査を実施します。

⑤(一部新)美術館展示等事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 10 美術館費)

予算額:(R6) 62,519 千円 → (R7) 111,555 千円

事業概要:近現代美術を紹介する企画展や本県出身で日本文化の発展に寄与した芸術家を紹介する企画展を開催するとともに、誰もが利用しやすい美術館をめざし、障がい者等と協働で鑑賞プログラム等の開発を行います。

⑥(一部新)斎宮歴史博物館展示・普及事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 11 斎宮歴史博物館費)

予算額:(R6) 12,232 千円 → (R7) 14,930 千円

事業概要:平安時代を中心に文学や社会風俗等を紹介する企画展や特別展を開催することにより、斎王・斎宮を幅広く親しみやすい内容で紹介するとともに、講座や地域と連携した展示を行い、史跡斎宮跡の魅力発信に取り組みます。また、国内外に斎宮の魅力を発信するため、大阪・関西万博会場内でのブース出展や体験イベント等を実施します。

≪ (3) 学びとその成果を生かす場の充実 ≫

①生涯学習センター事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額:(R6) 9,701 千円 → (R7) 10,273 千円

事業概要:多様化・高度化する県民の皆さんの生涯学習ニーズに応えるため、県内の高等教育機関、各種団体等との連携により、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、地域において生涯学習分野で活動する人々を支援するための研修会を開催します。

②(一部新)図書館管理運営費

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 8 総合文化センター費)

予算額:(R6) 199,497 千円 → (R7) 216,974 千円

事業概要:図書資料の充実や電子書籍の導入とともに、市町立図書館と構築した図書館総合情報ネットワークや図書の相互貸借に係る物流ネットワークを適切に運用し、すべての県民の皆さんにより良い図書館サービスを提供します。

教育委員会

《（２）文化財の保存・活用・継承》

①世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R6) 1,912千円 → (R7) 1,902千円

事業概要：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県及び関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理に多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録資産の学術調査について、技術的支援を行います。「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国内の気運醸成に努めます。

②未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R6) 3,929千円 → (R7) 3,143千円

事業概要：祭り等の無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、無形文化財の記録保存を行うとともに、子どもたちに祭りの魅力を伝える講演会や祭りの体験イベントを行うことで、実際の祭りに誘導する「みえ祭り探検隊」事業を行い、未来の担い手育成につなげます。地域の文化財の魅力を広く伝えるため、作成した映像記録等を特集サイトで公開します。

③(一部新)埋蔵文化財センター管理運営費

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 6 文化財保護費）

予算額：(R6) 17,489千円 → (R7) 178,723千円

事業概要：埋蔵文化財に係る必要な発掘調査や適切な保存管理を行うための恒温恒湿収蔵庫や新設収蔵庫の整備を行うとともに、展示施設や多機能トイレの整備を行い、文化財の公開・活用環境を整え、県民への公開・普及を促進します。文化財を活用した体験事業やイベント、学校において文化財に触れられる出前授業等を行い、子どもたちの郷土への愛着を育みます。

《（４）社会教育の推進と地域の教育力の向上》

①社会教育推進体制整備事業

（第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費）

予算額：(R6) 2,798千円 → (R7) 6,919千円

事業概要：社会教育の振興を図るため、社会教育関係者を対象に研修や情報交換を行うとともに、地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。博物館法の改正に伴う審査登録や社会教育団体が開催する全国大会を支援します。

②鈴鹿青少年センター費

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費)

予算額:(R6) 142,750千円 → (R7) 136,183千円

事業概要:PFI事業契約に基づき、民間がもつノウハウを活用することによって、安くて質の高い公共サービスを、青少年をはじめ幼児から高齢者まで幅広い世代に提供します。多彩なスタイルで楽しめるキャンプやグランピングサイトを設置するなど、近接するダイセーフオレストパーク(青少年の森)と一体的な管理運営を行うことでリピーターの獲得を図ります。

③熊野少年自然の家費

(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費)

予算額:(R6) 70,565千円 → (R7) 114,102千円

事業概要:優れた自然環境を活用して、青少年を対象とした幅広い自然体験活動の機会を提供します。利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化している合併浄化槽や給湯管を改修します。

行政運営 1 総合計画の推進

(主担当部局：政策企画部)

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じん」で多様な魅力あふれる『美し国』の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 総合計画の進行管理

- ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、PDCAサイクルの実効性を高める取組を進めています。
- ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。
- ・県内のSDGsに関する取組の広がりや質の向上を図るため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の実施により、登録企業・団体の取組の見える化を進めています。(令和6年10月末時点登録者数 1,477 者)
- ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を設置し、公民の連携によるSDGsワークショップを開催する等、社会貢献活動を行っていただける企業や団体等との連携を進めています。
- ・令和6年5月に策定した「三重県プロモーション推進方針」に基づき、本県の豊かな地域資源を活用するとともに、熊野古道世界遺産登録 20 周年や大阪・関西万博といった好機を確実に捉え、三重の魅力効果的に発信できるよう、各部局のプロモーション関係事業の情報を共有・見える化する等、部局間の連携を促進しながら、全庁を挙げて戦略的なプロモーションに取り組んでいます。また、包括連携協定締結企業と連携した取組を進めています。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、令和5年3月に策定した『「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針』に基づき、各部局と連携した取組を進めています。具体的には、地産地消エネルギーシステムにかかる可能性調査に取り組んだほか、森林由来のJ-クレジット等の活用を進めるため「三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム」を設立しました。
- ・若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和に関する理解を深めていただけるよう、令和6年8月に戦争資料のパネル展及び高校生による活動発表会を実施するとともに、児童生徒向けの平和啓発動画の作成を進めています。
- ・令和8年4月18日に三重県誕生 150 周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、記念事業の実施に向けた検討を進めています。

② 人口減少対策の推進

- ・令和7年度の「三重県人口ビジョン」の改定に向けて、必要なデータを整理していくとともに、本県が全国的に低位であるジェンダーギャップの解消に向けた対策を検討するため、実態把握や要因分析等を実施しています。
- ・人口減少が著しい南部地域において、「人口減少対策広域コーディネーター」を4名設置し、地域の課題抽出を実施するとともに、地域で活動する方をつなげる仕組みづくりに取り組んでいます。
- ・人口減少対策を進めていくためにはさまざまな主体と連携が必要となることから、重要課題を県と市町で共有するため、市町長が参加する「人口減少対策フォーラム」を開催するとともに、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む企業への訪問や「みえ U18会議」等を通じて、女性、若者等の声を直接聞きながら、効果的な対策を検討しています。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県人材確保対策推進方針(仮称)」の策定に向け、人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会等において人材確保に関する調査・分析や対策の方向性等について検討を進めています。 |
| <p>③ 広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県域を越えて取り組むべき共通の課題、広域的課題の解決に向け、全国知事会や中部圏、近畿圏の知事会等に出席し、国等への提言・要望活動を行いました。また、課題を共有する自治体と意見交換を行うため、新潟県との二県知事懇談会を開催しました。 ・本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を実施しています。 |
| <p>④ 統計情報の活用と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年周期調査の全国家計構造調査、農林業センサス、毎年調査の学校基本調査等、毎月調査の労働力調査、毎月勤労統計調査等に取り組み、迅速かつ正確な調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表しています。 ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供し、各種統計資料を作成しています。 |
| <p>⑤ 県民の社会参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するため、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO やそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組んでいます。 |

| 2. KPI (重要業績評価指標) の状況 | | | | | | | |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| 目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合 | | | | | | ① | |
| — | 80% | 80% | 80% | — | 80% | 80% | — |
| — | 96.4% | 92.9% | — | — | — | — | — |

| 3. 令和7年度の課題と取組方向 |
|---|
| <p>基本事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以降に残された課題と対応 |
| <p>① 総合計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、引き続きPDCAサイクルの実効性を高めていきます。 ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。 ・県内のSDGsに関する取組の一層の広がりや質の向上を図る必要があるため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の充実を図り、優良事例等の情報提供を通じて、登録企業・団体のSDGsに関する取組の活性化を図ります。 ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」において、引き続き、県と連携して社会貢献活動を行っていただける企業や団体等の提案の具体化を進めていきます。 ・「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」を実現するため、三重の魅力を効果的に発信し、「三重県」全体の認知度向上を図ります。特に、令和7年4月から開催される大阪・関西万博という好機を最大限に生かすことができるよう、各部局間の効果的な連携を図るとともに、首都圏等において全庁を挙げた効果的なプロモーションを展開します。また、包括連携協定締結企 |

業と連携した取組を進めます。

- ・「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していくため、庁内の総合調整を行うとともに、カーボンニュートラルの実現に必要な対応策について、これまでの調査をふまえて検討を進めます。また、森林由来の J-クレジット等の効果的な活用拡大に向けて、ブルーカーボンを含む普及啓発セミナーやマッチングイベント等を実施します。
- ・令和7年度は戦後80年の節目の年になることから、関係部局等と連携し、記念行事の開催や平和啓発に係る県ホームページの改良等により、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんが、戦争の惨禍を自分事として捉え、平和の尊さを伝えていける機会づくりに取り組みます。
- ・三重県誕生150周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、庁内各部局、市町等との連携のもと記念事業を実施します。

② 人口減少対策の推進

- ・「三重県人口減少対策方針」に掲げる、ジェンダーギャップの解消や人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けた取組等を市町や企業等、さまざまな主体と連携を図りながら推進します。
- ・これまでの本県の取組等をふまえて、「三重県人口ビジョン」を改定します。また、効果的な対策の追加や改善につなげるため、人口減少の要因や非正規雇用に関する調査・分析を実施するとともに、住民票を移した方や県内外の大学生等へのアンケートを実施します。
- ・南部地域に「人口減少対策広域コーディネーター」を引き続き配置し、地域の課題解決に向けて取り組んでいくとともに、人口減少を前提とした地域のあり方検討をする市町に対する支援等、地域の実情に応じた対策を推進します。
- ・若者の県内定着及び U・I ターンの促進を図るため、高校生や大学生等を対象に LINE 等さまざまな媒体を通じて県内の就職や暮らし等の情報発信を行います。
- ・誰もがそれぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会等をめざして、令和6年度に策定予定の「三重県人材確保対策推進方針（仮称）」に基づき、ジェンダーギャップの解消や働きやすい職場環境づくり、労働条件と生産性向上等の取組を推進します。
- ・人材確保にかかる調査・分析等を進め、新たな対策の立案や効果的な対策への見直しを図ります。

③ 広域連携の推進

- ・県域を越えて取り組むべき共通の課題、広域的課題の解決に向け、地域の実情に応じた制度改正や政府予算編成につなげる必要があることから、全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国等への提言・要望活動を積極的に実施します。また、課題を共有する自治体と意見交換をし、施策への反映をめざすため、二県知事会議等の開催に取り組みます。
- ・本県の実情に応じた制度の創設や政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を効果的・効率的に実施します。

④ 統計情報の活用と提供

- ・県民の皆さんや企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、令和7年国勢調査をはじめ各種統計調査の迅速かつ正確な実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表します。
- ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ（「みえDataBox」）で提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計調査への理解促進及び統計の普及と利活用の推進を図ります。

⑤ 県民の社会参画の促進

- ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO やそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組みます。

4. 主な事業

政策企画部

《（１）総合計画の進行管理》

①計画進行管理事業

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R6) 2,455千円 → (R7) 7,481千円

事業概要：「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念の実現に向け、施策の成果や課題に関する議論を通じてPDCA サイクルを的確に運用し、各部局に対して必要な支援や助言等を行うことで「みえ元気プラン」の着実な推進を図ります。

②計画推進諸費

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R6) 8,337千円 → (R7) 8,641千円

事業概要：県民の皆さんの意識を把握し、県政の運営に活用するため、広く県民を対象としたアンケート調査を行います。

③プロモーション推進事業

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R6) 48,676 千円 → (R7) 44,105 千円

事業概要：「三重県プロモーション推進方針」に基づいて、三重の強みや良さを生かし「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」を実現していくため、本県の豊かな地域資源を活用し、三重の魅力を効果的に発信するとともに、「三重県」全体の認知度を高める効果的なプロモーションに取り組みます。

④「ゼロエミッションみえ」プロジェクト総合推進事業

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R6) 24,031 千円 → (R7) 7,000 千円

事業概要：『「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針』に基づいて、庁内の総合調整を行い、着実な推進を図るとともに、カーボンニュートラルの促進に向けて、これまでの調査をふまえた検討やJ-クレジットの効果的な活用拡大に向けた関係団体等への支援を行います。

⑤(一部新)未来につなぐ平和発信事業

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R6) 6,294 千円 → (R7) 7,361 千円

事業概要：令和7年度に戦後80年の節目を迎えることから、被爆地広島との交流や被爆・戦争関連資料の展示に加え、関係部局と連携し、記念行事の開催や平和啓発に係る県ホームページの改良などにより、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていく機会を設けます。

⑥(新)三重県誕生 150 周年記念事業

（第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費）

予算額：(R6) 一千円 → (R7) 23,705 千円

事業概要：令和8年4月に三重県誕生150周年を迎えるにあたり、記念事業の実施に向けた準備を進めるとともに、県内外の機運醸成を図ります。

≪ (2) 人口減少対策の推進 ≫

①(一部新)人口減少対策費

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R6) 52,892 千円 → (R7) 56,887 千円

事業概要:「三重県人口減少対策方針」に基づいて、庁内の総合調整を行うとともに、市町、企業等、さまざまな主体との連携により、効果的な取組につなげます。また、「三重県人口ビジョン」の改定、ジェンダーギャップの解消等に向けた調査・分析、三重県への人口還流を促進するための学生等向け県内就職情報等の発信を行います。

②みえの未来を担う人材確保対策事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R6) 10,156 千円 → (R7) 10,816 千円

事業概要:さまざまな分野における人材確保に向けた庁内の総合調整を効果的に行うため、必要な調査等を検討・実施します。

③(新)三重で暮らす・働く魅力の発信事業

(第2款 総務費 第2項 企画費 3 企画費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 10,119 千円

事業概要:移住や就職への関心がまだ高くない層に対して三重で暮らす・働く魅力を発信するため、県内の高校生や県外大学に通う学生等の若者をターゲットにしたショート動画等を素材として、地下鉄デジタルメディア等のさまざまな媒体を活用して魅力を発信します。

≪ (3) 広域連携の推進 ≫

①広域連携推進費

(第2款 総務費 第2項 企画費 1 企画調整費)

予算額:(R6) 12,766 千円 → (R7) 13,484 千円

事業概要:全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国への提言活動を実施するとともに、県域を越えて取り組むべき共通の課題、広域的課題の解決に向け、他の自治体等と連携した取組を実施します。

≪ (4) 統計情報の活用と提供 ≫

①国勢調査費

(第2款 総務費 第3項 統計調査費 2 統計調査費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 1,005,707 千円

事業概要:県内に住んでいるすべての人と世帯を対象に、その実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得るため、国勢調査を実施します。

環境生活部

≪ (5) 県民の社会参画の促進 ≫

①みえ県民交流センター指定管理事業

(第2款 総務費 第5項 生活文化費 1 生活対策費)

予算額:(R6) 26,483 千円 → (R7) 26,483 千円

事業概要:NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO やそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組みます。

令和7年度新規事業一覧（一般会計）

各記号の意味は、以下のとおりです。

「※」 …一部新規を含むもの（事業費は新規分のみを計上）

「☆」 …市町予算と関係があると考えられるもの

「◆」 …令和7年度重点施策枠のもの（継続分は除く）

「□」 …県民提案をふまえたもの

（単位：千円）

| 番号 | 部局名 | 施策 | 細事業名称 | 事業概要（新規・一部新規の事業部分のみ） | 事業費 | 一部新規 | 市町関連 | 重点施策 | 県民提案 |
|----|-------|------|-----------------------------|---|--------|------|------|------|------|
| 61 | 環境生活部 | 16-1 | 文化観光推進事業費 | 斎宮を核とした文化観光を推進し、史跡斎宮跡を周遊していただけるよう、斎宮歴史博物館の展示リニューアルに向けた展示設計や、周遊に必要な整備計画策定のための発掘調査を行います。 | 27,266 | ※ | | ◆ | |
| 62 | 環境生活部 | 16-1 | 図書館管理運営費 | 県内全域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、電子書籍の導入に取り組みます。 | 10,000 | ※ | | ◆ | |
| 63 | 環境生活部 | 16-1 | 総合博物館展示等事業費 | 三重県誕生150周年記念の特別な企画展を開催します。また、展示スペースの改修や資料の収集・保存に関する調査を実施します。 | 61,939 | ※ | | | |
| 64 | 環境生活部 | 16-1 | 美術館展示等事業費 | 障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。 | 5,571 | ※ | | ◆ | |
| 65 | 環境生活部 | 16-1 | 斎宮歴史博物館展示・普及事業費 | 三重県誕生150周年記念として、斎宮跡発掘55周年の歩みを振り返る写真パネル展を実施するとともに、基調講演等を開催します。また、国内外に斎宮の魅力を発信するため、大阪・関西万博会場内でのブース出展や体験イベント等を実施します。 | 1,600 | ※ | | ◆ | |
| 66 | 環境生活部 | 12-1 | 人権センター管理運営費 | 県人権センター常設展示室改修の基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定するとともに、見学者に人権問題についてわかりやすく学んでもらうため、教材作成に取り組みます。 | 3,300 | ※ | | ◆ | |
| 67 | 環境生活部 | 12-1 | 人権啓発事業費 | SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集し、SNS等に掲載することで、効果的な啓発に取り組みます。 | 2,498 | ※ | | ◆ | |
| 68 | 環境生活部 | 12-2 | ジェンダーギャップ解消！！HAPPY☆CYCLE事業費 | ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、県内企業と連携し、企業訪問・ワークショップ等を通じて企業トップ・リーダー層の意識啓発に取り組むとともに、県内企業の好事例等をわかりやすく情報発信します。また、働く女性のキャリアデザイン等を支援するため、県内各地域で女性ロールモデルとの交流会を実施します。 | 13,123 | ※ | | ◆ | |
| 69 | 環境生活部 | 1-2 | 災害ボランティア支援等事業費 | 災害時における災害ボランティア受入れ体制強化に向けて、市町・市町社協・NPO等の連携を図るための研修会の開催や、「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の体制強化に取り組みます。 | 1,820 | ※ | | ◆ | |
| 70 | 環境生活部 | 12-3 | 外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費 | 生活に必要な日本語の習得を希望する外国人住民に日本語学習の機会を提供するため、市町の日本語教室開設を支援する地域日本語教育コーディネーターの育成を行うとともに、企業による従業員への日本語学習の機会提供が進むよう、企業への啓発や支援を行います。 | 9,766 | ※ | | ◆ | |
| 71 | 環境生活部 | 12-3 | 外国人住民の安全で安心な生活への支援事業費 | 災害時に外国人住民を支援するための外国人防災リーダーのフォローアップ研修を行います。 | 2,056 | ※ | | ◆ | |

| 番号 | 部 局 名 | 施策 | 細 事 業 名 称 | 事業概要（新規・一部新規の事業部分のみ） | 事 業 費 | 一 部 新 規 | 市 町 関 連 | 重 点 施 策 | 県 民 提 案 |
|---------|-------|------|---|---|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 72 | 環境生活部 | 12-2 | 性暴力のない三重づくり推進事業費 | 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」の認知度を向上させ、二次被害の防止など被害者等支援や性暴力被害防止に関する理解を深め、性暴力のない三重県の実現に向けた機運を醸成するため、イベントの開催など周知啓発に取り組みます。また、性暴力について県民が共通認識を持つことを促すため、三重県の性暴力の実態を把握する基本調査を実施します。 | 12,000 | | | ◆ | |
| 73 | 環境生活部 | 3-1 | 犯罪被害者等支援事業費 | 犯罪行為に対する損害賠償請求の実効性を高めるための支援など、犯罪被害者支援等に寄り添った支援施策を推進します。 | 250 | ※ | | | |
| 74 | 環境生活部 | 3-2 | 交通弱者の交通事故防止事業費 | 飲酒運転根絶、横断歩道の歩行者優先などをテーマとした動画CMによる広報啓発を行います。また、高校生とともに、自転車ヘルメットの着用を身近に感じ、着用に繋がられるような啓発を行います。 | 2,704 | ※ | | ◆ | |
| 75 | 環境生活部 | 3-3 | 相談対応強化費 | 相談者の利便性向上や相談員の業務支援を図ることを目的に、令和8年度中に稼働予定の新全国消費生活情報ネットワークシステムに係る端末等の整備を行います。 | 3,542 | ※ | | | |
| 76 | 環境生活部 | 4-2 | 「ごみゼロ社会」実現推進事業費 | 市町における一般廃棄物の中長期における持続可能な適正処理確保に向けたごみ処理広域化・集約化の調査・検討を行います。 | 20,900 | ※ | | | |
| 77 | 環境生活部 | 4-2 | 災害廃棄物適正処理促進事業費 | 令和6年能登半島地震をふまえ、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定した災害廃棄物仮置場の設置運営に係る実地訓練や災害廃棄物処理に係る図上演習等を実施し、人材の育成を進めます。 | 17,072 | ※ | | ◆ | |
| 78 | 環境生活部 | 4-2 | CO ₂ 削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業費 | プラスチック使用製品を製造する事業者が必要とする再生プラスチックの質と量の確実な供給に向け、需要とのギャップを埋めるための取組を進めます。 | 16,000 | ※ | | ◆ | |
| 79 | 環境生活部 | 4-1 | 環境学習情報センター運営費 | 環境問題への気づきを引き出し環境保全の具体的な行動を促進するため、最新の情報を反映した展示への更新や、デジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備の新設を進めます。 | 9,900 | ※ | | | |
| 80 | 環境生活部 | 4-1 | 脱炭素社会推進事業費 | 国が進める「デコ活」の県内での展開と定着を図るため、ライフスタイルにおける脱炭素化への選択肢をあらゆる世代が楽しく学習できるようデジタルコンテンツを新たに提供します。 | 25,100 | ※ | | | |
| 81 | 環境生活部 | 4-4 | 工場・事業場大気規制費 | 「三重県生活環境の保全に関する条例」に係る規制のあり方の検討を行います。規制対象施設の環境への負荷の実態を確認するために調査を行い、規制の効果や必要性について検討を進めます。 | 2,737 | ※ | | | |
| 82 | 環境生活部 | 4-4 | 海岸漂着物対策推進事業費 | 令和6年3月に策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、三県及び関係主体との連携により、海洋ごみ等の実態調査や一斉清掃、情報発信を実施し、伊勢湾流域圏における海洋ごみの広域的な発生抑制対策を推進します。 | 10,000 | ※ | | ◆ | |
| 83 | 環境生活部 | 4-4 | 地盤沈下対策費 | 地下水位及び地盤沈下の観測機器の老朽化や通信機器の劣化があることから、システムを更新します。 | 3,027 | ※ | | | |
| 84 | 環境生活部 | 4-4 | 生活排水総合対策指導事業費 | 人口減少など社会情勢の変化を踏まえ、「生活排水処理アクションプログラム」の内容を点検し、必要に応じた見直しを行います。 | 8,558 | ※ | | | |
| 環境生活部 計 | | | | | 270,729 | | | | |

※令和7年度当初予算要求状況 参考資料（2）から抜粋

令和7年度重点施策枠事業一覧表

(1) 命を守る

① 困難を抱える子どもへの支援

(単位:千円)

| 部局名 | 施策 | 細事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-------|------|------------------|--|-----|
| 環境生活部 | 14-5 | 私立学校不登校児童生徒支援事業費 | 不登校の子どもたちを学びにつなげるため、フリースクールに通う私立学校の児童生徒等のうち、経済的理由により援助が必要な家庭の利用料の一部を助成します。 | 540 |
| 小 計 | | | | 540 |

② 防災・暮らしの安全安心

(単位:千円)

| 部局名 | 施策 | 細事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-------|------|---|---|--------|
| 環境生活部 | 12-1 | 人権センター管理運営費 | 県人権センター常設展示室改修の基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定するとともに、見学者に人権問題についてわかりやすく学んでもらうため、教材作成に取り組みます。 | 3,300 |
| 環境生活部 | 12-1 | 人権啓発事業費 | SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集し、SNS等に掲載することで、効果的な啓発に取り組みます。 | 2,498 |
| 環境生活部 | 12-1 | 差別解消条例推進事業費 | 人権問題を円滑かつ適切に解消するため、人権センターにアドバイザーを配置し、相談員のさらなる資質向上、人材育成を図ります。 | 1,203 |
| 環境生活部 | 1-2 | 災害ボランティア支援等事業費 | 災害時における災害ボランティア受入れ体制強化に向けて、市町・市町社協・NPO等の連携を図るための研修会の開催や、「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)」の体制強化に取り組みます。 | 1,820 |
| 環境生活部 | 12-3 | 外国人住民の安全で安心な生活への支援事業費 | 災害時に外国人住民を支援するための外国人防災リーダーのフォローアップ研修を行います。 | 2,056 |
| 環境生活部 | 12-2 | 性暴力のない三重づくり推進事業費 | 「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」の認知度を向上させ、二次被害の防止など被害者等支援や性暴力被害防止に関する理解を深め、性暴力のない三重県の実現に向けた機運を醸成するため、イベントの開催など周知啓発に取り組みます。また、性暴力について県民が共通認識を持つことを促すため、三重県の性暴力の実態を把握する基本調査を実施します。 | 12,000 |
| 環境生活部 | 3-2 | 交通弱者の交通事故防止事業費 | 飲酒運転根絶、横断歩道の歩行者優先などをテーマとした動画CMIによる広報啓発を行います。また、高校生とともに、自転車ヘルメットの着用を身近に感じ、着用に繋がれるような啓発を行います。 | 2,704 |
| 環境生活部 | 4-2 | 災害廃棄物適正処理促進事業費 | 令和6年能登半島地震をふまえ、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定した災害廃棄物仮置場の設置運営に係る実地訓練や災害廃棄物処理に係る図上演習等を実施し、人材の育成を進めます。 | 17,072 |
| 環境生活部 | 4-2 | CO ₂ 削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業費 | プラスチック使用製品を製造する事業者が必要とする再生プラスチックの質と量の確実な供給に向け、需要とのギャップを埋めるための取組を進めます。 | 16,000 |
| 環境生活部 | 4-4 | 海岸漂着物対策推進事業費 | 令和6年3月に策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、三県及び関係主体との連携により、海洋ごみ等の実態調査や一斉清掃、情報発信を実施し、伊勢湾流域圏における海洋ごみの広域的な発生抑制対策を推進します。 | 10,000 |
| 小 計 | | | | 68,653 |

(2) 未来を拓く

① 子どもの希望を育む

(単位:千円)

| 部局名 | 施策 | 細事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-------|------|-----------------|---|-------|
| 環境生活部 | 16-1 | 美術館展示等事業費 | 障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。また、三重県誕生150周年記念の特別な企画展の準備を進めます。 | 7,992 |
| 環境生活部 | 16-1 | 斎宮歴史博物館展示・普及事業費 | 三重県誕生150周年記念として、斎宮跡発掘55周年の歩みを振り返る写真パネル展を実施するとともに、基調講演等を開催します。 | 1,000 |
| 小 計 | | | | 8,992 |

③観光・プロモーションの推進

(単位:千円)

| 部局名 | 施策 | 細事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-------|------|-----------|---|--------|
| 環境生活部 | 16-1 | 文化観光推進事業費 | 斎宮を核とした文化観光を推進し、史跡斎宮跡を周遊していただけるよう、ツアーガイドの育成や体験コンテンツの造成を行うとともに、斎宮歴史博物館の展示リニューアルに向けた展示設計や周遊に必要な整備計画策定のための発掘調査を行います。 | 42,306 |
| 小 計 | | | | 42,306 |

④人口減少対策の着実な推進

(単位:千円)

| 部局名 | 施策 | 細事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-------|------|-----------------------------|---|--------|
| 環境生活部 | 16-1 | 図書館管理運営費 | 県内全域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、電子書籍の導入に取り組みます。 | 10,000 |
| 環境生活部 | 12-2 | ジェンダーギャップ解消！！HAPPY☆CYCLE事業費 | ジェンダーギャップ解消に向け、誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、県内企業と連携し、企業訪問・ワークショップ等を通じて企業トップ・リーダー層の意識啓発に取り組むとともに、県内企業の好事例等をわかりやすく情報発信します。また、働く女性のキャリアデザイン等を支援するため、県内各地域で女性ロールモデルとの交流会を実施します。 | 13,123 |
| 小 計 | | | | 23,123 |

⑤人材確保対策の本格展開

(単位:千円)

| 部局名 | 施策 | 細事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|-------|------|------------------------|--|-------|
| 環境生活部 | 12-3 | 外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業費 | 生活に必要な日本語の習得を希望する外国人住民に日本語学習の機会を提供するため、市町の日本語教室開設を支援する地域日本語教育コーディネーターの育成を行います。また、企業による従業員への日本語学習の機会提供が進むよう、企業への啓発や支援を行います。 | 9,766 |
| 小 計 | | | | 9,766 |

| | | | | |
|---------------|--|--|--|---------|
| 令和7年度重点施策枠 合計 | | | | 153,380 |
|---------------|--|--|--|---------|

※令和7年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

令和7年度大規模臨時的経費事業一覧(主なもの)

(単位:千円)

| 番号 | 部局名 | 細事業名 | 事業費 |
|-------------------|-------|---------------------------------------|-----------|
| I ア 法令義務・債務負担行為 | | | |
| 12 | 環境生活部 | 大気テレメータ維持管理費(大気汚染自動測定機器の更新) | 64,134 |
| I ア 法令義務・債務負担行為 計 | | | 64,134 |
| I イ 施設改修 | | | |
| 17 | 環境生活部 | 総合文化センター施設保全事業費(屋上防水改修工事等) | 435,122 |
| 18 | 環境生活部 | 総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費(大中ホール舞台機構改修等) | 594,374 |
| 19 | 環境生活部 | 総合博物館展示等事業費(基本展示室映像・情報端末改修) | 34,162 |
| 20 | 環境生活部 | 美術館管理運営費(受変電設備改修工事等) | 261,935 |
| 21 | 環境生活部 | 斎宮歴史博物館管理運営費(空調機更新工事等) | 7,793 |
| 22 | 環境生活部 | 人権センター管理運営費(空調用冷温水発生機更新修繕工事等) | 235,065 |
| 23 | 環境生活部 | 環境学習情報センター運営費(展示リニューアル等) | 9,900 |
| 24 | 環境生活部 | 環境試験研究管理費(保健環境研究所庁舎修繕等) | 202,498 |
| I イ 施設改修 計 | | | 1,780,849 |
| II 情報システム | | | |
| 20 | 環境生活部 | 総合博物館管理運営費(博物館情報システム更新) | 16,962 |
| II 情報システム 計 | | | 16,962 |
| III ア その他(継続) | | | |
| 27 | 環境生活部 | 三重県文化振興基金積立金(美術館収蔵品購入のための基金積立) | 30,000 |
| 28 | 環境生活部 | 「ごみゼロ社会」実現推進事業費(ポストRDFに向けた施設整備補助金) | 100,000 |
| 29 | 環境生活部 | 県有施設脱炭素化推進事業費(太陽光発電設備導入等) | 285,773 |
| 30 | 環境生活部 | 水道事業等指導事業費(三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託) | 30,000 |
| 31 | 環境生活部 | 浄化槽設置促進事業補助金(市町への補助) | 113,379 |
| III ア その他(継続) 計 | | | 559,152 |
| III イ その他(新規) | | | |
| 5 | 環境生活部 | 総合博物館展示等事業費(三重県誕生150周年記念特別企画展) | 28,519 |
| 6 | 環境生活部 | 美術館展示等事業費(美術館収蔵品の購入) | 30,000 |
| III イ その他(新規) 計 | | | 58,519 |
| 合計 | | | 2,479,616 |

○参考「大規模臨時的経費として要求する事業の分類区分」

I 義務的度合いが高いもの

- ア 法令で義務づけられた経費、及び債務負担行為が設定済みかつ契約済みの経費
- イ ア以外で、県有施設の老朽化等に伴う大規模改修・修繕工事にかかる経費

II Iより義務的度合いは低いが、客観的な基準により真にやむを得ないと判断できるもの

- 情報システムにかかる保守期限の到来等に伴う改修経費

III その他の事業

- ア 継続事業
- イ 新規事業

※令和7年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

事業の見直し一覧(一般会計)

| 部 局 名 | 令和7年度当初予算編成における見直し事業件数 | | | |
|-------|------------------------|---------|--------|-----|
| | 合 計 | 左 の 内 訳 | | |
| | | 廃 止 | リフォー ム | 休 止 |
| 環境生活部 | 2 | 1 | 1 | 0 |

| | 合 計 | 廃 止 | リフォー ム | 休 止 |
|---------------|---------|---------|--------|-----|
| 見 直 し 事 業 件 数 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| (上 段 一般財源) | (▲554) | (0) | (▲554) | (0) |
| 見 直 し 事 業 費 | ▲ 1,754 | ▲ 1,200 | ▲ 554 | 0 |

※令和7年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋

事業の見直し調書

(注)調書の各記号の意味は、以下のとおりです。

「◇」…令和6年度重点施策枠のもの

「□」…令和7年度重点施策枠のもの

「◎」…市町予算と関係があると考えられるもの

「▲」…いわゆる「当然減」によるもの

「△」…リフォーム事業のうちリフォームにより細事業本数が減少するもの

(単位：千円)

| 番号 | 細事業名 | 区分 | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 差引 | 説明 | 部局名 |
|-------------|---|----|-----------|----|--------|--------|--------|--|-------|
| | | 廃止 | リフォー ム | 休止 | 当初予算額A | 当初要求額B | B-A | | |
| ◇□◎▲△ 12 | 創造活動サポート事業費 | 1 | | | 1,200 | 0 | -1,200 | 助成事業の目的が一定程度達成されたため廃止します。 | 環境生活部 |
| △ 13 | 人権施策総合推進事業費 (旧 人権施策総合推進事業費) (旧 人権文化のまちづくり創造事業費) | | 1 | | 2,425 | 1,871 | -554 | 事業をより効率的・効果的に実施するため、人権施策総合推進事業費と人権文化のまちづくり創造事業費を統合します。 | 環境生活部 |
| 合計 | | 1 | 1 | 0 | 3,625 | 1,871 | -1,754 | | |

※令和7年度当初予算要求状況 参考資料(2)から抜粋